

新宿区基本計画（素案）に関する

「パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方」

「地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨」

平成 29(2017)年 12 月

新 宿 区

【目 次】

- 1 パブリック・コメント等の実施結果（概要）
．．．．． 1
- 2 新宿区基本計画（素案）に関する
パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方
．．．．． 3
- 3 新宿区基本計画（素案）に関する
地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨
．．．．． 59

1 パブリック・コメント等の実施結果（概要）

I パブリック・コメントにおける意見について

1 パブリック・コメントの実施期間

平成29年8月25日（金）から9月25日（月）

2 意見提出者数及び意見数

意見提出者 52名

意見数 249件

意見項目の内訳		件数	該当No.
1	計画全般に関する意見	35件	No. 1～35
2	「基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿」に関する意見	70件	No. 36～105
3	「基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」に関する意見	48件	No.106～153
4	「基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造」に関する意見	66件	No.154～219
5	「基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立」に関する意見	12件	No.220～231
6	「基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所」に関する意見	9件	No.232～240
7	その他の意見	9件	No.241～249

3 意見の計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する	21件
B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	45件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	12件
D	今後の取組の参考とする	16件
E	意見として伺う	112件
F	質問に回答する	14件
G	その他	29件
合 計		249件

4 提出方法

ホームページ	22件
持参	6件
ファックス	21件
郵送	1件
地域説明会 会場	2件
合 計	52件

Ⅱ 地域説明会における意見について

1 地域説明会の実施期間

平成29年8月25日（金）から9月8日（金）

地域センター（全10所）で実施

2 出席者及び意見数

出席者 423名

意見数 33件

意見項目の内訳		件数	該当No.
1	計画全般に関する意見	4件	No. 1～ 4
2	「基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿」に関する意見	8件	No. 5～ 12
3	「基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」に関する意見	3件	No. 13～ 15
4	「基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造」に関する意見	3件	No. 16～ 18
5	「基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立」に関する意見	1件	No. 19～ 19
6	「基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所」に関する意見	4件	No. 20～ 23
7	その他の意見	10件	No. 24～ 33

3 意見の計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する	0件
B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	0件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	2件
D	今後の取組の参考とする	8件
E	意見として伺う	8件
F	質問に回答する	15件
G	その他	0件
合 計		33件

2 新宿区基本計画（素案）に関する

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

平成 29 年 8 月 25 日（金）から 9 月 25 日（月）にかけて実施した、新宿区基本計画（素案）に関するパブリック・コメントにおける、意見要旨及び区の考え方をまとめたものです。

[意見提出者及び意見数]

意見提出者及び団体 52 名 意見数 249 件

《記載内容は、以下の項目を設け整理しています。》

項 目	説 明
【基本政策】 【個別施策】	ご意見をいただいた内容が、施策体系のどの分野に該当しているかを示しています。
【意見要旨】	基本的には、原文を記載していますが、誤字脱字の修正及び文章の要約を行っています。
【区の考え方】	いただいたご意見について、素案の施策の方向性に関するものについては、区の考え方を示しています。 また、区に対する質問については、回答を記述しています。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
1	0	計画全般		E	ご意見として伺います。 区では、「障害者」の表記のあり方について、これまでも障害者団体等と意見交換などを行ってきており、その結果を踏まえ、漢字による表記としています。 また、区の条例規則や障害福祉分野の計画においても「障害者」という表記を使用しています。そのため、本計画でも「障害者」と表記しています。
2	0	計画全般		E	ご意見として伺います。 個別施策の内容に応じて適切な表現となるよう工夫しています。
3	0	計画全般		F	ご質問にお答えします。 平成28年度の基本構想審議会では、「参加」と「参画」のどちらで表記を統一するか議論がありました。審議会では「男女共同参画」について「参画」とし、その他を「参加」とすることといたしました。 区では、この答申を踏まえて「男女共同参画」「女性の参画」と表記し、その他については「参加」としています。
4	0	計画全般		E	ご意見として伺います。 基本計画策定の流れとしては、平成28年度に基本構想審議会から答申「新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」をいただき、平成29年度に答申を踏まえて区が策定することとしています。 区が行った策定作業では、文言整理や時点修正を行うとともに、個別計画や指標、用語集の追加を行いました。 答申の内容を十分に尊重して策定作業を進めておりますので、審議会委員の意に反するものではないと考えています。 なお、計画素案については、基本構想審議会の委員にお送りしています。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
5	0	計画全般	骨子案のパブコメに対し、A判定になったものが、パブコメ投稿者の意図とは違う形で答申案、当素案に記述されています。A判定されたもの全てが、意図通り素案に記述されているか見直しをお願いします。 なぜならば、パブコメ意見の対応意思決定権者は、「新宿区パブリックコメント制度に関する規制実施要領」6条には「施策等の内容を修正する意見決定が区長である事」を規定しています。区長の権限で修正される箇所は、その職制に対応する権限代行により、責任をもって修正すべきと考えますし、期待します。 また、パブコメ対応の意見をコンサルの委託内容に含まれている事も側聞します。実務上は、その様な事が行われていないでしょうか、確認します。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 平成28年度に行った基本計画（骨子案）のパブリック・コメントにおいて、「A:意見の趣旨を答申に反映する」として、ご意見を反映したのがあります。できるだけご意見の趣旨に沿うようにしてはおりますが、ご意見の一部しか反映できないものや、一言一句反映することが難しい場合もございますのでご理解ください。 計画策定にあたり民間事業者に業務委託を行っておりますが、パブリック・コメントでいただいたご意見の分類整理などの補助的な業務であり、ご意見に対する区の考え方については、区が行うこととなっております。
6	0	計画全般	総合政策部策定の「基本計画・第一次実行計画」と都市計画部策定の「まちづくり長期計画（都市マス編、戦略プラン編）」に対して、それぞれ担当部に寄せられるパブコメを総合政策部と都市計画部で互いに情報共有と連携を図って頂き、「総合計画」として相互調整の図られた最終成果の策定を、宜しくお願いします。	C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 「新宿区基本計画・第一次実行計画（素案）」及び「新宿区まちづくり長期計画（素案）」に関するパブリック・コメントについては、寄せられた意見について、計画のどの部分へいただいた意見かを確認したうえで、対応を検討します。担当部同士で情報交換し、対応についても調整を図りながら計画の最終案の策定をすすめて参ります。
7	0	計画全般	個別計画は、個別政策の運営がどの様に展開されていくか、区の施策を理解する上で重要と考えます。今般の基本計画に当個別計画を記載された事に感謝します。さらに、以下の点をお願いします。 1)法定の個別計画ばかりでなく、「方針、指針、ガイドライン、行動計画」等も記載願います。 2)個別施策のⅡ-3(P52)、Ⅲ-12(P85)、Ⅲ-13(P88)、Ⅲ-15(P92)、Ⅲ-16(P94)等に個別計画が記載ありません。これら個別施策を展開していく上で方針、指針が示さなければ、運営進行の評価ができませんので、記載願います。 3)個別計画に相当するもの記載のない個別施策では、その個別計画の作成を望みます。とくに、観光、無電柱化優先整備区道計画、細街路拡幅事業の整備計画 等について作成願います。 4)以下のものは、個別計画の類(たぐい)に入らないのでしょうか。計画の終了された計画もあると思いますが、網羅的な記載をお願いします。 国民保護計画(H28.4)、事業継続計画(地震編)、魅力ある身近な公園づくり基本方針、ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン、スポーツ環境整備方針、いじめ防止等のための基本方針、区立図書館基本方針(H27)、みどりの基本計画、駐車場整備計画、〇〇小学校避難所運営管理計画、総合戦略、人口ビジョン、景観まちづくり計画、新宿の新たなまちづくりー2040年代の新宿の拠点づくり 等々 5)また、個別施策とそれを支える個別計画類の一覧表の作成を巻末に提示下さい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 計画では、法定の個別計画に限らず、方針、指針、ガイドラインなどでもできるだけ記載するようにしています。 また、個別施策の中には、個別計画の無いものもありますが、計画事業や経常事業において着実に施策を推進してまいります。 なお、個別計画の作成や、網羅的な記載、一覧の記載については、ご意見として伺います。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
8	0	計画全般		E	意見として伺う
			第8回審議会の意見集を見ると、個別政策の「政策の方向性」の中の「アンダーラインの表題」事項について、審議会で審議が十分なされたと考えられない答申案を基にした、当素案を受け入れる事が可能と思えません。審議なき事項についての見解をお願いします。		ご意見として伺います。 平成28年度の基本構想審議会の審議の中で、委員から「政策の方向性」の「アンダーライン(表題)」についてご意見がありました。いただいたご意見に対する考え方については、資料として同審議会でお示ししています。このため、審議会での審議はなされているものと考えています。
9	0	計画全般		A	意見の趣旨を計画に反映する
			行政運営の執行は、「国、都、隣接区」との連携無しに果たし得ないと考えます。したがって、各個別政策の各主体の主な役割のうち区の役割では、国、都、隣接区との連携の視点に立った記載が、まだ抜け落ちていきますので、見直して下さい。		ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 適宜、国や都、隣接区との連携について加筆いたします。(個別施策Ⅱ-1①②③、Ⅱ-1④、Ⅲ-5の「各主体の主な役割を修正します。)
10	0	計画全般		F	質問に回答する
			東京都区市町村別人口の予測(H29.3)」が公表され、これによると新宿区の将来人口はH37(2025年)が人口ピークの予測となっています。計画期間内に人口ピークを迎え、持続可能な備えの施策が必要と思いますが、本計画にこれが盛り込まれているでしょうか。 また、区では8月に新たな人口予測を出されると側聞しますが、当素案を見直されるかどうか確認します。		ご質問に回答します。 計画に、2015年国勢調査の結果に基づく最新の人口推計を記載します。 人口推計では、新宿区の人口は平成47(2035)年まで増加し、平成57(2045)年まで横ばいが続いた後、減少に転じるとしています。 以前の推計と比較して大きく傾向が変化していないことから、人口推計による計画の見直しは行っていません。
11	0	計画全般		E	意見として伺う
			本基本計画報告書の巻末資料に、個別政策の第1次実行計画の各計画事業の一覧表を挿入して欲しいです。		ご意見として伺います。 計画事業の一覧については、第一次実行計画の巻頭に「施策体系表(計画事業)」として掲載します。基本計画は10年間の計画書であるため、基本政策と個別施策の一覧を掲載するとともに、個別施策ごとにめざまちの姿や方向性を示すこととなります。
12	0	計画全般		E	意見として伺う
			小池百合子さん等と連携した政策		ご意見として伺います。 国や都などの関係機関と連携して施策を推進していきます。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
13	0	計画全般		E	ご意見として伺います。 区では、基本構想で掲げる、めざすまちの姿「新宿力」で創造するやすらぎと賑わいのまちの実現に向けて、5つの基本政策を推進します。 5つの基本政策では、まずは誰もが心身ともに健康でいきいきと暮らせるよう生活を支援する「基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿」を掲げています。 そして、災害に強いまちづくりと、防犯などの安全安心が重要であることから「基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」を掲げています。 さらに、多様性に富んだ新宿区の都市機能や都市環境を活かしたまちづくりを推進し、産業・観光・文化・スポーツの振興などに取り組む「基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造」を掲げています。 そして、これら基本政策を下支えする「基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立」と「基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所」を位置付けています。 基本政策には新宿区の地域特徴を活かした政策とともに、区民生活を支えるために行政として当然に取り組むべき政策も位置づけられています。 なお、外部の知恵も入れる必要があるとのご意見ですが、基本計画の策定にあたっては、区民、学識経験者、区議会議員で構成される基本構想審議会から答申をいただいています。
14	0	計画全般		F	ご質問に回答します。 現在の基本構想は、おおむね平成37年を見据えたものとなっています。このため、新たな基本構想を策定する場合には、新宿区基本構想審議会を設置して審議することとなります。審議会設置の時期や、起草部会の開催などについては、今後検討すべき事項と考えています。
15	0	計画全般		C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 掲載してある「個別計画」は、当該「個別施策」全般に関わる計画であり、具体的な事業として実施していくために必要な個別の計画として、主なものに適宜お示ししています。
16	0	計画全般		C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 掲載してある「成果指標」の「現状(平成29年度)」に関しては、計画書として発行するまでに実績が出せるものについては、最新の数値等に改めて参ります。
17	0	計画全般		C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 「成果指標」の年度ごとの実績値を確実に測ることが出来るよう、「データ出典」を明らかにしています。
18	0	計画全般		C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
19	0	計画全般		G その他	ご意見を踏まえて修正します。 (1) 総合計画策定の経緯 (2) 基本構想審議会委員名簿と基本構想審議会起草部会委員名簿 (3) 基本計画骨子案の地域説明会と基本計画・第一次実行計画素案の地域説明会(しんじゅトーク)の実施内容(日時・会場)については、資料編に掲載いたします。
20	0	計画全般		G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「心身ともに健やかに、いきいきとくらせるまち」のように統一します。
21	0	計画全般		G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「だれもが互いを尊重し△支えあうまち」「支援が必要なくても生涯安心してくらせるまち」のように統一します。
22	0	計画全般		G その他	ご意見を踏まえて修正します。
23	0	計画全般		G その他	ご意見を踏まえて修正します。
24	0	計画全般		G その他	ご意見を踏まえて修正します。
25	0	計画全般		G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「誰もが分かりやすく」を「誰もがわかりやすく」のように統一します。
26	0	計画全般		G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「暮らしやすさとにぎわいの調和」を「暮らしやすさと賑わいの調和」のように統一します。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
27	0	計画全般		E	ご意見として伺います。 区では、基本構想で掲げる、めざすまちの姿「新宿力」で創造するやすらぎと賑わいのまちの実現に向けて、5つの基本政策を推進しています。 5つの基本政策では、まずは誰もが心身ともに健康でいきいきと暮らせるよう生活を支援する「基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿」を掲げています。 そして、災害に強いまちづくりと、防犯などの安全安心が重要であることから「基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」を掲げています。 さらに、多様性に富んだ新宿区の都市機能や都市環境を活かしたまちづくりを推進し、産業・観光・文化・スポーツの振興などに取り組む「基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造」を掲げています。 そして、これら基本政策を下支えする「基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立」と「基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所」を位置付けています。 「賑わい」だけでなく「安全安心」や「生活支援」など、バランスのとれた政策に取り組めます。
28	0	計画全般	Ⅱ-3①、Ⅲ-12、13、15、16には関連する個別計画無い。	F	ご質問にお答えします。 個別施策によっては、個別計画や方針、指針、ガイドラインの無いものもあります。 個別計画の無い個別施策であっても、計画事業や経常事業において着実に施策を推進してまいります。
29	0	計画全般	・新宿区の計画であるか、国、都、その他の計画であるかが解らない。 ・新宿区はたとえば施設の名称を「新宿区立新宿スポーツセンター」を正式としているのだから、計画名称の先頭に「新宿区」があるのが自然と思われる。 ・ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン ・歌舞伎町まちづくり誘導方針 ・歌舞伎町街並みデザインガイドライン ・橋りょう長寿命化修繕計画 ・空家等対策計画 ・清潔できれいなトイレづくりのための指針 ・魅力ある身近な公園づくり基本方針 ・新宿の新たなまちづくり ・新宿駅周辺地域まちづくりガイドライン	A	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「個別計画」の記載については、計画の正式名称に「新宿区」と表記があるものについては、省略せず表記いたします。
30	0	計画全般	2017年度策定予定の計画がある。基本計画がこれらの計画を拘束する恐れがある。拘束されないのであれば、基本計画の根拠、目的が問われる。(10年計画間の同期を取らないのであれば、許容されるが。) ・空家等対策計画 ・新宿区データヘルズ計画 ・新宿区障害児福祉計画 ・環境基本計画 ・一般	E	ご意見として伺います。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
31	0	計画全般	・総合計画、基本構想の名称は混乱するので、総合、構想は削除する。 ・指針、方針、プラン、ガイドラインは計画より下位とする。 ・基本計画(素案)を上位として、下位及び関連する個別計画は全て計画とする。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。
32	0	計画全般	・基本計画(素案)では、新宿区まちづくり長期計画は関連する個別計画扱いとする必要がある。 新宿区Websiteでも「基本計画と実行計画」と「都市マスタープラン編とまちづくり戦略編」と2つの担当課に分けている。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。
33	0	計画全般	理念 現基本構想『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちをめざして」を引き継ぐとなっているが、抽象的な目標ではなく、直面している課題に対する方向性を示してほしい。 (1) 少子高齢化、まもなく始まる人口減少に対する理念、基本方針 (2) 格差縮小に向けた理念、基本方針	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見は、素案の内容に含まれています。 基本計画では、高齢者福祉として「個別施策Ⅰ-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進」、子育て支援として「個別施策Ⅰ-4 安心できる子育て環境の整備」と「個別施策Ⅰ-5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」を位置付けており、少子高齢化や人口減少に対応したものとなっています。 また、生活困窮者支援や就労支援など生活を支える施策として「個別施策Ⅰ-6 セーフティネットの整備充実」や「個別施策Ⅰ-9 地域での生活を支える取組の推進」などを位置付けており、格差縮小に対応したものとなっています。
34	0	計画全般	計画の有効性: 計画を進めることにより、人口減少は食い止められるか。従来の経済成長の施策を進めることにより、人口減少を数年先に延ばすことは可能かもしれないが、まもなく人口減少は始まる。 格差縮小の基本計画 従来の経済成長政策は経済成長により格差は減少すると主張してきたが、トップの一部が経済成長を享受し、中間層は減少し、下層は停滞している。要するに、格差が拡大している。 経済格差を減らす施策を、10年後に予想される人口減少が始まる前までに検討し策定することを基本計画に盛り込むことを求める。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見は、素案の内容に含まれています。 基本計画では、高齢者福祉として「個別施策Ⅰ-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進」、子育て支援として「個別施策Ⅰ-4 安心できる子育て環境の整備」と「個別施策Ⅰ-5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」を位置付けており、少子高齢化や人口減少に対応したものとなっています。 また、生活困窮者支援や就労支援など生活を支える施策として「個別施策Ⅰ-6 セーフティネットの整備充実」や「個別施策Ⅰ-9 地域での生活を支える取組の推進」などを位置付けており、格差縮小に対応したものとなっています。

No.	基本政策		個別施策		意見要旨	対応	区の考え方	
35	0	計画全般			『『やすらぎ』と『にぎわい』が共存し、調和したまち・新宿の未来を、次世代を担う子どもたちの将来を見据え、創造していきます。』とあるが『にぎわい』が優位の計画である。『やすらぎ』が優位である部分があれば、示してほしい。 基本計画(素案)で出現数 ・「やすらぎ」6箇所(内、具体策1箇所: 神田川沿い等のやすらぎの場の整備) ・「賑わい」129か所(多くて数えるのが大変。数えミスがある?) 基本計画(素案)に「賑わい」が多く出現するのは、社会が高齢化することに対する、初老期の足掻きかもしれない。 少子高齢化が進み、人口減少する社会では、経済成長(現在の価値観)、若さを求めることは無理で、高齢期の新しい価値観・基準が必要である。満足し、諦め、『やすらぎ』に至る。 基本計画に『やすらぎ』を『にぎわい』と同程度書き込むことを求める。それとも、それは10年後の基本計画?	B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 「基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿」では、誰もが心身ともに健康で暮らせる施策に取り組みます。 また、「基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造」では、ユニバーサルデザインや、みどりの創出、環境保全など、心安らぐ生活環境づくりに取り組みます。 「賑わい」と併せて「やすらぎ」に関する施策も位置付けられています。
36	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	1	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実	「学校食育計画」と括弧書きされていますが、6文字造語ではないでしょうか。学校における食育推進計画と記載された方が、良いと思います。また、この方が、個別計画に記載されている「新宿区食育推進計画」との関連がある計画である事が分かり、理解しやすと思います。	E	意見として伺う	ご意見として伺います。 「学校食育計画」は、平成23年度策定の「新宿区食育推進計画(平成24年度～平成29年度)」に基づき、区独自に作成した言葉です。固有名詞であることから、括弧書きとしています。
37	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	1	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実	(素案)P11 2. 現状と課題の<健康づくりの推進>のところにある「性別やライフステージ」は「性別やライフステージ※」にした方がよい。	G	その他	ご意見を踏まえて修正します。 「ライフステージ」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。
38	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	1	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実	(素案)P11 2. 現状と課題の<女性の健康支援>のところにある「ライフステージごと」には「ライフステージ※ごと」にした方がよい。	G	その他	ご意見を踏まえて修正します。 「ライフステージ」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。
39	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	1	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実	P12 3.施策の方向性の<ライフステージに応じた健康づくりの推進>のところにある2カ所の「ライフステージに応じた」は「ライフステージ※に応じた」にした方がよい。	G	その他	ご意見を踏まえて修正します。 「ライフステージ」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。
40	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	1	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実	(素案)P13 3.施策の方向性の<歯科保健対策>のところにある「ライフステージを通じた」は「ライフステージ※を通じた」にした方がよい。	G	その他	ご意見を踏まえて修正します。 「ライフステージ」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。

No.	基本政策		個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
41	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	1	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実	P14: 新宿区高齢者保健福祉計画・新宿区介護保険事業計画 スペースの都合は思われるが、2つの計画を1行にしている。(2行に分ける。)	G その他 ご意見を踏まえて修正します。
42	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	1	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実	生活習慣病対策の推進→「保健師、栄養士など専門家の力を生かし、健康維持・重症予防を推進します。」「男の料理教室や糖尿病などの治療に役立つ料理教室などを実施し、区民の食の改善を推進します。」を加えてください。	D 今後の取組の参考とする ご意見は、今後の取組の参考とします。 生活習慣病対策を推進するための具体的な取組については、個別計画である平成30年3月策定予定の「新宿区健康づくり行動計画」において推進していきます。
43	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	1	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実	「I-1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」(P.11～)について 生活習慣病の発症予防と重症化予防とは別に「がん対策の推進」の項を設け、「がん検診の受診率を大幅に引き上げます。そのため経済的支援を強めます。また、がん患者の生活支援を行います。」を加えてください。	E 意見として伺う がん対策については、基本計画をもとに、「新宿区がん対策推進計画」を策定し、がん検診の受診率向上やがん患者の生活支援に向けた施策に取り組んでいきます。 また、がん検診費用については、区民が引き続き検診費用の1割程度の自己負担でがん検診を受診できるよう支援していきます。また、生活保護や非課税世帯の方へは、検診費用免除の制度も継続していきます。 がん患者への支援については、引き続き「がん療養相談窓口」や保健センター等において、医療や介護の相談支援を行います。
44	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	1	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実	「I-1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」(P.11～)について こころの健康支援→「区民が気軽に相談できる相談事業を実施します。」を加えてください。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ ご意見は、素案P.13の施策の方向性に記載されています。
45	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	2	住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進	「だれもが互いを尊重し 支え合うまち」の途中ブランクは、何ですか。	F 質問に回答する ご質問に回答します。 文章としては「だれもが互いを尊重し、支え合うまち」ですが、ここではスローガ的に用いているため、読点ではなくスペースを使用しています。
46	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	2	住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進	地域ケア会議を「地域包括ケアシステムの実現に向けた会議」とするか、別途注釈を付ける事を希望します。地域ケア会議は、造語、あるいは行政内部の用語でないでしょうか。	A 意見の趣旨を計画に反映する ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 地域ケア会議は、平成27年度から介護保険法に位置付けられた会議ですが、区民にとってわかりにくい点があることから、基本計画及び実行計画に、下記の注釈を入れて対応します。 【注釈(案)】 地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に向けた会議であり、個別のケースを扱う「個別型」、地域課題を検討する「日常生活圏域型」、行政計画等へとつなげる検討を行う「地域ケア推進会議」の3タイプがあります。

No.	基本政策		個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
47	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	2	住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進	E	意見として伺う
				「住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケア」と記されています。 「地域包括ケア」は、高齢者が人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために必要な支援体制の事であり、表記の表現は二重に説明されている。地域包括ケアの注記を行うか、記述の再考をお願いしたい。行政内部の用語です。		ご意見として伺います。 ここでの「住み慣れた地域で暮らし続けられる」は、それに続く「地域包括ケア」の説明として記載しています。なお、地域包括ケアの注記は、巻末の用語集に掲載されています。
48	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	2	住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進	G	その他
				P16:健康づくりと介護予防の推進の2項目の「・」をトル		ご意見を踏まえて修正します。 「健康づくり・介護予防」を「健康づくりや介護予防」に修正します。
49	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	2	住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進	E	意見として伺う
				地球規模、国、都道府県、市区町村など多層な地域があり、新宿区が主として考えなければならないことは、新宿区内部の多層な地域である。 新宿区まちづくり長期計画では、特別出張所の所轄区域を基本として、区全体を10の地域に区分している。新宿区の眼が届き、区が主体となって考える地域はこの程度の区分かもしれない。この区分は健康な大人にとっては妥当な規模かもしれないが、幼児、要介護高齢者には大き過ぎる地域である。 すなわち、地域は多層的に構成しなければならない。新宿区の人口34万人とすれば、特別出張所の所管区域は平均3万人。これは小さめの基礎自治体の人口で、行政の眼は個人個人まで届かない。特別出張所の所管区域を10地域の区分した位、町内会レベルの3000人が最下層の地域として適当と私は考えている。 新宿区の民生委員が300人超でも孤独死が避けられないことを考えれば、地域包括ケア(個別政策 I-2)は、現在(特別出張所)の所管区域)の1/10程度の広さで計画しなければ、地域包括ケアは無理だと思われる。		ご意見として伺います。 地域包括ケアの推進にあたっては、「日常生活圏域」という考え方を用いています。「日常生活圏域」とは、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位で、国では「概ね30分以内にサービスが提供される範囲」としています。 区では、高齢者人口や民生委員・児童委員、町会・自治会、地区協議会などの地域における活動の単位を考慮して、特別出張所管轄10区域を「日常生活圏域」と位置付け、地域包括ケアを推進していきます。
50	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	2	住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進	E	意見として伺う
				特養は要介護者の公営住宅の1つと考えることが出来る。新宿区内の特養定員は8つの特養合計で615人、区外は502人である。それに対して、区営住宅は全体で1059戸、その内、高齢者向けが354戸である。 特養が区営住宅に対して優れている点は、介護を必要とする、あらゆる所得階層の人が利用出来る点である。特養のユニット型個室の居住面積基準は13.2㎡から10.65㎡に引き下げられ、そのユニット居住費(家賃)は約6万円であるが、所得と預貯金残高に応じて、4万円または2万5千円に減額される。 ユニット個室では2万5千円の負担が必要なので、生活保護を受けている人は実質入ることが出来ない。人生最後の段階なのだから、新宿区が2万5千円を負担して、生活保護を受けている人も利用出来る様すべきである。		ご意見として伺います。 特別養護老人ホームには多床室のホームと個室のホームがあり、申込者は、個々の施設の状況や経費などを判断して希望の施設を申し込んでおいでです。なお、現在でも、生活保護受給者がユニット型個室を利用するにあたり負担軽減する制度があります。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の方え方
51	I 暮らしやすさ1番の新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進	保育園の待機児ゼロを目指して、保育園の定員を増やす計画が進められている。東京都は2015年の特養定員4万2千人に対して2025年には6万人に増やすことを目標とする東京都高齢者保健福祉計画2015-2017を策定した。同時期に新宿区高齢者保健福祉計画2015-2017も策定されたが、特養(定員130人)が2015年6月に開設の記述があるだけで、2025年を見据えた計画が示されていない。 東京都の福祉計画に倣えば、新宿区も2025年には1600人程度に増やす、その為には2年間隔で100人規模の特養を建設する必要があると思われるが、新宿区の見通しと、10年計画を示して欲しい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 都心においては、特別養護老人ホームの建設に適した規模の土地が少ないため、整備が可能な公有地がある場合に活用を検討しています。現在は、富久町国有地において、定員44名の特別養護老人ホームを、平成31年7月の開設予定で整備を進めています。これからも、未使用になった公有地の活用を主体に検討し、整備を進めてまいります。
52	I 暮らしやすさ1番の新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進	「I-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築」(p.15～)について 目指すべき「地域包括ケアシステム」がどのようなものか具体的に示したうえで、その推進すべき内容が示されるべきです。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見は、素案の内容に含まれています。 15ページの「1 めざすまちの姿・状態」の全体が、地域包括ケアシステムが実現された状態であると考えています。 なお、基本計画と並行して策定中の「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(平成30年度～平成32年度)」(素案)では、重点施策等の冒頭に、区が目指す姿を事例として掲載していますので、そちらも併せてご覧ください。
53	I 暮らしやすさ1番の新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進	「I-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築」(p.15～)について 地域包括ケアシステムの推進に向けて「自助力の向上」や「協働」ということばで自助・共助が強調されるあまり、区の責任が不明確です。よってこの項に「・住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護度や経済状況にかかわらず、高齢者が必要とする支援を受けられる公的サービスの構築など体制を強化します。」を加えてください。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 今後の少子高齢化のさらなる進展や財政状況を鑑みると、今後、共助・公助の大幅な拡充を期待することは難しくなっており、自助・互助の果たすべき役割は重要になっていきます。区は、自助力の向上や、互助が行われるような支援を行うとともに、必要な時には共助や公助による支援が行われるような体制を整備していきます。
54	I 暮らしやすさ1番の新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進	「I-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築」(p.15～)について 高齢者を地域で支えるしくみづくりについて、素案では支援の内容が具体的でないで、「・高齢者の居場所づくりに対する区の支援を強化します。」などを加えてください。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 ご意見いただいた、「高齢者の居場所づくりに対する区の支援」については、本文中の「高齢者の生活を支援する体制を整備していきます。」に含まれています。
55	I 暮らしやすさ1番の新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進	「I-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築」(p.15～)について 高齢者を地域で支えるしくみづくりについて、素案では支援の内容が具体的でないで、「・住み続けられるよう家賃補助の充実や区営住宅の増設を行い、公的保証人制度を作ります。」などを加えてください。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 高齢者や障害者世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、家賃等債務保証料助成制度や住み替え居住継続支援制度による助成事業を継続します。新たに家賃助成制度を創設する予定はありません。 セーフティーネットとしての区営住宅は、人口に比して十分な量が確保されていると考えています。今後は、更新期を迎えた区営住宅の建替えの際に、行政需要や所有形態のあり方も含め、検討していきます。 連帯保証人が見つからず、入居が困難な方への支援として、行政が直接保証人となるのではなく、民間保証会社との連携で家賃等債務保証制度の助成等を既に行っており、今後はさらに拡充していきます。

No.	基本政策		個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
56	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	2	住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 健康づくり・介護予防を推進するうえで、専門職の適切な支援は有効と考えています。ご意見については、施策の方向性として掲げている「健康づくり・介護予防の推進に継続して取り組めるよう、個人及び地域での主体的な活動の支援」において取り組んでいきます。具体的な施策については、平成30年3月策定予定の「新宿区高齢者保健福祉計画」において記載していく予定です。
57	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	2	住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進	E	ご意見として伺います。 低所得者対策としては、保険料基準額に対する割合を国の基準より低く抑える等の対応を、従来から行っています。
58	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	3	障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 障害者が65歳を超えても、必要なサービスが提供できるように、これまでも各課と連例を図ってきましたが、今後も連携を強化していきます。 負担軽減については、国や東京都の動向を注視していきます。
59	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	3	障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備	E	ご意見として伺います。 心身障害者福祉手当制度は、東京都の条例と整合を図り実施しています。障害者への経済的支援は、一義的には国あるいは都の役割において広域的に行われるものと考えており、引き続き、東京都に対して財源措置等について要望していきます。
60	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	3	障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備	B	ご意見は、素案の内容に含まれています。 障害者の社会参加の促進については、障害者基本法、障害者差別解消法の理念に基づき、全ての障害者が積極的な社会参加ができることを目指しています。
61	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	3	障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備	E	ご意見として伺います。 手話を言語として普及、研究することのできる環境を作るためには、自治体間で格差が生じないように国として法整備を行うことが重要と考えます。今後の国の動向に注視していきます。 今のところ、生活介護施設の新規開設の予定はありません。 「誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすい街」の実現のため、「ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めています。

No.	基本政策		個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
62	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	4	安心できる子育て環境の整備	B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 P24の「各主体の主な役割(例示)」では、「子育て支援サービスの充実」と「地域の子育て支援活動への支援」をあげており、ご意見の趣旨は素案の内容に含まれています。
63	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	4	安心できる子育て環境の整備	B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 P22の「施策の方向性」では、多様な子育てニーズに対応できるサービスの充実を図り、必要なサービスを選択し、気軽に利用できるしくみを実現していくとしており、ご指摘の各拠点で行う各種サービスの充実もこの中に含まれています。 また、幼稚園は就学前の幼児教育施設として、地域における幼児教育、子育て支援環境の充実を図っていきます。
64	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	4	安心できる子育て環境の整備	C	意見の趣旨に沿って計画を推進する ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。 区は、人口推計や地域ごとの待機児童の状況などを踏まえて保育施設を整備し、定員拡大を図っています。また、園庭の無い保育施設については、子どもたちが健やかに育つ環境を確保するため、近隣の保育施設の園庭等を使用できるよう、連携を図っています。今後も良好な保育環境の確保に努めていきます。 さらに、平成29年度から認可保育園等の0歳児～2歳児クラスへの入園が不承諾となったお子さんが入園を待機する間、認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明を東京都から発行されている施設に限る。)を利用する際の保育料の一部助成を実施しており、その中には認可保育園等の保育料と同基準になっている方もいます。今後も、制度の周知に努めていきます。
65	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	4	安心できる子育て環境の整備	E	意見として伺う ご意見として伺います。 区立幼稚園の預かり保育は、地域バランスに配慮して現在の4園で実施しており、実施には幼稚園教諭の資格を持つ専任の非常勤職員を配置しています。 預かり保育の需要に対しては、公私立幼稚園が緊密な連携のもとに対応していくことが重要です。区立幼稚園の預かり保育については、今後の利用状況を見極めながら、内容の充実を図っていきます。
66	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	4	安心できる子育て環境の整備	C	意見の趣旨に沿って計画を推進する ご意見を踏まえて、計画を推進します。 「施策の方向性」では、学童クラブの充実を図るとしています。多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて放課後の居場所を選択できるよう、総合的に進めていきます。

No.	基本政策		個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
67	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	「I-4 安心できる子育て環境の整備」(P.21～)について 貧困世帯への支援→「区として貧困世帯への経済的支援、特にひとり親世帯への就業支援、子どもの就学援助を強化します。各種手当や助成は、月々(当月分又は翌月分)支給し、生活の安定を図ります。」を加えてください。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 貧困世帯への支援については、これまでも行っている就学援助等の給付のみならず、総合的な支援が必要です。具体的な支援施策については、実行計画・経常事業の中で取り組んでいきます。
68	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	子育ては母親中心で家族全員で育てるのが大原則です。そのためには3世代の中で育つのが理想です。公の支援施設は将来を見越し(少子高齢化)、施設に頼らず、相談体制を充実して解決して欲しいと思います。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 子ども総合センターと4か所の子ども家庭支援センターに相談員や心理職を配置し、子育ての悩みや不安に関する相談に対応しています。今後も、相談体制を充実させるとともに、個々の家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行っていきます。
69	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	【子育て世代が移住したい街に】 新宿区には、「子どもを持つ家庭が住みやすい街」「父母が安心して就労できる環境が整っている街」「移住したい街」を目指していただきたいです。それはひいては財政の豊かさ→住みやすい街、という正の連鎖を生むはずです。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 P21の「めざすまちの姿・状態」では子どもを安心して生み、育てられる環境の実現をめざすとしています。
70	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実	「区立幼稚園のあり方の見直し方針」が記載されていますので、P28の個別計画にも、法定の個別計画ばかりでなく、このような「方針、指針、ガイドライン、行動計画」等も記載願います。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。
71	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実	(素案)P105 個別施策 I-5未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実の指標名「学校と地域が連携した教育の取組」の指標の選定理由のところにある「地域協働学校として、」はP26の3.施策の方向性的ように「地域協働学校(コミュニティ・スクール※)」として、」にした方がよい。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 計画素案P105の「I-5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」の指標の選定理由のところにある「地域協働学校として、」を「地域協働学校(コミュニティ・スクール※)」として、」に修正します。
72	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実	「I-5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」(P.25～)について 社会問題ともなっている教員の多忙解消は具体策が必要です。素案では、現状と課題に教員の多忙問題が触れられていないので、教育委員会が行った教員の勤務実態調査を行った結果も踏まえて、課題として明記する必要があります。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 今回行った勤務実態調査によって、教育委員会としても教員の多忙解消は大きな課題と捉えています。実際の取組については、教育委員会内の様々な事業の中で多忙解消に向けた取組内容を検討する必要がありますと考えています。

No.	基本政策		個別施策		意見要旨	対応	区の考え方
73	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	5	未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実	「Iー5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」(P.25～)について学校の教育力の向上→「・全学年での35人学級を早期に実施し、さらに30人以下学級実現を推進します。・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを全校に常勤で配置します。・教員の多忙解消のため、全校に副校長補助を配置する等人的配置を充実します。・全ての教科において、子ども一人ひとりに確かな学力を保障します。・人権教育を推進します。」を加えてください。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 学校の教育力の強化に際しては、算数等の少人数指導などのこれまでの取組みに加え、ICTの活用や外部人材の活用など、総合的な取組みが重要です。35人学級の拡大については、今後も、国や都の動向を注視していきます。 また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについては、一層の活用を図り、教育相談体制のを充実を図ります。 教員の多忙解消については、勤務実態調査の結果から長時間労働の要因を検証し、学校と協議をしながら、教育委員会として行える努力を進めていきます。 子ども一人ひとりへの確かな学力の保障及び人権教育の推進については、ご意見の趣旨は、「3. 施策の方向性」の「子ども一人ひとりの「生きる力」を育む質の高い学校教育の実現」に含まれています。
74	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	5	未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実	「Iー5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」(P.25～)について学校環境の整備・充実→「・建替えが必要な老朽校舎については、児童・生徒の環境を充分配慮しつつ計画的に建替えを実施します。」を加えてください。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 老朽化が進行している校舎については、予防保全のための施設整備が必要です。校舎の長寿命化を図るため、中長期修繕計画に基づき適切な修繕を行っていきます。
75	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	5	未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実	「Iー5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」(P.25～)について「経済的支援」の項を追加し、「・就学援助の支給については、前倒し支給か現物支給を行い教育に支障がないよう改善します。実態に合わせ就学援助額の引上げや支給項目を追加します。」としてください。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 貧困世帯への支援等については、「Iー4 安心できる子育て環境の整備」で記述しているため、教育内容の充実を図るための本項に、「経済的支援」の項を追加することは考えていません。
76	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	5	未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実	学校教育も各子供に合わせた教育が必要ですが難しいと思います。伸びる子は最終的には立派な子に育ちます。大切なのは家庭での子供のケアだと思います。大人になったら海外に飛び出していける元気な子育て環境づくりをして欲しいと思います。日本の外国語教育は、第一外国を英語或いは中国語が良いと思います。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 学習指導要領では、外国語科及び外国語活動については英語を原則としていることから、区では英語を指導しています。また、第一次実行計画(素案)に掲げる計画事業では、「国際理解教育及び英語教育の推進」において、英語教育の推進を図っています。 中国語の指導については、現在のところ考えていません。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
77	I 暮らしやすさ1番の新宿	6 セーフティネットの整備充実	「I-6 セーフティネットの整備充実」(P.29~)について、誰もが等しく生まれながらに幸せに生きる権利があることを保障するものの1つとしてセーフティネットを取り扱うべきです。一般的にセーフティネットとは、病気、事故、失業、災害、犯罪など人生における不測の事態に陥ったときに、安全と安心を確保するためあらかじめ国や自治体、個人が備えている様々な対策のことで、個別施策の標題をセーフティネットとするのなら、区が行っている様々なセーフティネット施策を網羅すべきで、生活保護制度や生活困窮者自立支援法だけに狭めるべきではありません。例えば、医療の窓口負担の減免、離職者支援制度、就学援助、社会福祉協議会の貸付資金制度などたくさんの制度がありますが、周知されず必要な人が利用できていないことが問題になっています。現状と課題にその事を明記すべきです。生活保護制度については、憲法25条が定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」制度であることを明確にすべきです。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 病気や医療については「個別施策 I-1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」、就労支援については「個別施策 I-9 地域での生活を支える取組の推進」で取り組むこととしています。 なお、医療や就学、貸付資金制度などについては、さらなる制度周知に取り組んでいきます。 ご指摘の様々な分野に関しても、新宿区基本計画(素案)及び新宿区第一次実行計画(素案)の各施策において取り組むこととしております。
78	I 暮らしやすさ1番の新宿	7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	区政における女性の参画の促進の現状と課題が記載されています。 「次世代育成支援対策推進法」に基づく特定事業主行動計画に係る現状と課題と理解しますが、法律の背景の前提が記載されていないので、前段に「区職員の育休取得率」の件が記載されているので、何故区職員の件がまず特筆されているのか、「区政における女性の参画の促進」の表題と、違和感があります。したがって、背景や「次世代育成支援対策推進法」の立法趣旨を記載され、分かり易く記述願います。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「区政における女性の参画の促進」の現状と課題に、女性の区政への参画や、次世代育成支援対策推進法などの施策の背景を記述して修正します。
79	I 暮らしやすさ1番の新宿	7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	第2回審議会及び意見集には、「区政における女性の参画の促進」について討議、意見がありませんでした。内容の再考願います。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 計画素案は、基本構想審議会の答申を踏まえて作成しています。
80	I 暮らしやすさ1番の新宿	7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	区政における女性の参画の促進の施策の方向性の内容に施策背景趣旨を記載するとともに、第2回審議会資料に様に、以下のものについて記した上で、記述内容の再考をお願いします。 ・新宿区職員の仕事と子育て両立支援アクションプラン(27年度~31年度)』 ・第1期女性職員活躍のための特定事業主行動計画(28・29年度) また、上記プラン、行動計画をP34の個別計画にも記載下さい。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「区政における女性の参画の促進」の現状と課題に、女性の区政への参画や、次世代育成支援対策推進法などの施策の背景を記述して修正します。
81	I 暮らしやすさ1番の新宿	7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	特定事業主の注記をお願いします。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 用語集に「特定事業主」の説明として「「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業活動における活躍の推進に関する法律」において、事業主に行動計画の策定を義務付けており、事業主のうち、公務部門(国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの)を特定事業主、民間部門を一般事業主と規定している。」である旨を追記します。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
82	I 暮らしやすさ1番の新宿	7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	(素案)P106個別施策I-7女性や若者が活躍できる地域づくりの推進の指標の選定理由のところに「ワーク・ライフ・バランス」に※印がない。極力、「区民にとって分かりやすい」方がよい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「ワーク・ライフ・バランス」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。
83	I 暮らしやすさ1番の新宿	7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	「I-7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」の表題については、現行計画の表題「一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち」にすべきと考えます。女性や若者に限定してしまうと網羅できない人権尊重の課題があるからです。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は計画素案に含まれています。 「基本政策 I 暮らしやすさ1番の新宿」では、高齢者、障害者、子ども、若者、男女のそれぞれが役割を持って、尊重される社会を目指しています。 個別施策の表題はそのままとします。
84	I 暮らしやすさ1番の新宿	7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	「I-7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」(P.31～)について 男女共同参画の推進のために設置されたウィズ新宿を、施策の方向性でも位置付けるべきで、「ウィズ新宿を活用した啓発事業等の推進」のように具体的に明記してください。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 ウィズ新宿の活用に限らず、様々な手法を用いて、男女共同参画の推進を行っていきます。
85	I 暮らしやすさ1番の新宿	7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	「I-7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」(P.31～)について 男女共同参画とは別にLGBTなど性的少数者への相互理解と権利擁護の項を作ること。そこに性の多様性について書かれた項目を移し、「・学校教育等で相互理解のための啓発を行います。・制度的な不利益を解消していきます。」という項目を加えてください。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 「施策の方向性」では、「性には多様性があることを認め合い、理解不足や偏見による差別を解消させるよう人権教育や啓発活動の促進に努めるとともに、当事者が安心して悩みごとを相談できる体制の充実を図っていきます。」としており、性の多様性への理解・啓発を推進し、当事者やご家族等の関係者が安心して相談できる体制を充実させていきます。 また、基本計画「I-5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」(P.25～)においては、人権を尊重する心を育むことを示しており、性の多様性に対する意識啓発についても人権教育を通して行っています。
86	I 暮らしやすさ1番の新宿	7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	「I-7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」(P.31～)について 「若者に対する支援の推進」の項を設け、「・給付型の奨学金を拡充します。・ポケット労働法の配布や労働関連法を学ぶ講座を行い支援します。・学生及び単身青年向けの家賃補助の拡充、新婚・ファミリー世帯へ家賃補助を実施します。」としてください。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 高等学校等の進学・在学者対象を対象とした奨学金(貸与型・無利子)については、国や都の支援金・給付金制度の拡充により、高等学校等の修学に係る負担の軽減を図られているため、給付型奨学金に移行する予定はありません。 また、ポケット労働法の配布は「はたちのつどい」で行っています。区では就労支援事業の一環として、新宿労働基準監督署と連携して若者向け労働問題セミナーを実施するなど啓発を行っており、今後も引き続き取り組んでまいります。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
87	I 暮らしやすさ1番の新宿	7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	「I-7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」(P.31～)について 「若者に対する支援の推進」の項を設け、「若者総合相談窓口を創設し、就労も含めたあらゆる相談に応じる体制を確立します。」としてください。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、福祉・保健・医療・教育・就労等に係る担当部署で構成する「子ども・若者総合相談窓口」を設けており、各窓口が特性・専門性をいかして相談を受けているとともに、必要に応じて他の専門機関へつなぐなど幅広い分野にまたがる相談に対応しています。
88	I 暮らしやすさ1番の新宿	7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	男女共同参画の推進を行政が扱う必要はないと思います。自然体に任せたら如何ですか。この推進は多くの女性にとって無用なものです。頑張れる女性は頑張ればよいと思います。一度、男性に女子の上司についてのアンケートを採ったら如何ですか。	E 意見として伺う	ご意見として、伺います。 性別にかかわらず家庭や地域社会、職場で等しく参画できるようになることは、個人が個性や能力を発揮でき、自分らしい生き方や、仕事と生活の調和がとれた生活を実現できることにつながります。しかし、いまだ根深く残る固定的な性別役割分担意識や、女性の活躍機会が少ない分野があるなど、解消していくべき課題があることから、行政が取り組むことは必要です。
89	I 暮らしやすさ1番の新宿	8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進※	挿入記事(?)として「自治基本条例」が記載されています。 第8回審議会の議事録要旨を再読しましたが、会長が「バランス」との事で、P38に挿入文としての記載となったのですが、P1のフローに「自治基本条例」と記載するだけ、何故に拒否されるのか理解できません。再考下さい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 基本計画の骨子案と素案のP1に表示しているフロー図は、計画の体系を示したものです。 新宿自治基本条例は新宿区の自治の基本ルールを定めたものであり、計画と位置づけが異なることからフロー図に記載できるものでないと考えています。 なお、自治基本条例については、「個別施策 I-8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進」で説明をしています。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
90	I 暮らしやすさ1番の新宿	8 地域の課題を共有しともに考え地域の实情に合ったまちづくりの推進※	【基本構想】の大きな柱となっている「区民が主役の自治」という考え方を、基本計画の基本政策でも位置付けるべきです。基本政策のトップに「区民が主役の自治のまち新宿」を加え、その個別施策として「『自治基本条例』の推進」（素案にはない）や、素案の個別施策8「地域の課題を共有し、ともに考え、地域の实情に合ったまちづくりの推進」と、「地方分権の推進」（素案には基本政策Ⅴの個別施策3にある）を「地方分権・自治権拡充の推進」と修正してここに加えるべきです。 更に、第一次実行計画に「自治基本条例の趣旨に則った住民参加条例の制定」「区のあらゆる施策について政策形成段階からの区民参画の保障」「自治基本条例に基づく住民投票条例の制定」「自治基本条例に基づく地域自治組織の設置に向けて具体的検討」「町会、地区協議会への支援の強化」を加え、地区協議会のあり方については区民が主体的に議論することを区が支援する必要があると考えます。 基本構想の基本目標には人権尊重の考え方が明記されていません。素案の基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番のまち新宿」を、「だれもが人として尊重される暮らしやすさ1番のまち新宿」と修正し、個別施策に「だれもが年齢、性別、民族や障害などに関わりなく人権が尊重される社会をつくります」という趣旨の項目を掲げるべきです。第一次実行計画にもそのことを実現するための具体的施策を打ち出すことが必要です。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 「個別施策Ⅰ－8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の实情に合ったまちづくりの推進」では、区民が自治の主役として考え行動しながら地域課題を解決していく施策となっています。 「個別施策Ⅴ－3 地方分権の推進」では、基礎自治体としての権限と税財源の拡充について、区が取り組む施策になっています。 このように個別施策は分かりやすく整理しています。 区民参画については、会議体への参加や、パブリック・コメントなど様々な機会を通じて行っています。 なお、住民参加条例、住民投票条例については、別途検討すべき事項であると考えます。 「基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿」では、高齢者、障害者、子ども、女性、若者など、区民一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現をめざしており、それぞれの個別施策において「人権」に関する視点が含まれています。
91	I 暮らしやすさ1番の新宿	8 地域の課題を共有しともに考え地域の实情に合ったまちづくりの推進※	Ⅰ－8の表題を現行計画のまちづくりの基本目標Ⅰと同様「区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち」に変更すべきです。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は計画素案に含まれています。 「個別施策Ⅰ－8 地域の課題を共有しともに考え地域の实情に合ったまちづくりの推進」では、区民が自治の主役として自ら考え行動する施策となっています。
92	I 暮らしやすさ1番の新宿	8 地域の課題を共有しともに考え地域の实情に合ったまちづくりの推進※	「Ⅰ－8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の实情に合ったまちづくりの推進」(P.35～)について 自治のまちの推進→自治基本条例の認知度を高めるだけでなく、「自治基本条例の基本理念を区政の隅々で推進します。・自治基本条例に基づく住民投票条例を早急に制定します。・コミュニティの活性化と地域自治を推進するまちづくりを行います。・特別区の財政自主権の強化と自治権の拡充をすすめます。」という項目を加えてください。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 自治基本条例に基づき区政を運営してまいります。 なお、住民投票条例については、別途検討すべき事項であると考えます。 また、自治権と税財源の拡充については、「個別施策Ⅴ－3 地方分権の推進」で取り組みます。
93	I 暮らしやすさ1番の新宿	8 地域の課題を共有しともに考え地域の实情に合ったまちづくりの推進※	地域の中でお互いの顔が見える関係が築かれ、子供から高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合う・・は、特に若い子育て世代では、学校・幼稚園・保育所等のママ友が絆としては強いと思いますが、他の方は忙しく顔がなかなか見えません。町会活動を拠点に、隣組の復活に期待しましょう。	C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 若い世代が町会・自治会に加入し、町会・自治会の活動に参加してもらえるよう、加入促進のための支援施策をさらに推進していきます。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
94	I 暮らしやす さ1番 の新宿	8 地域の課 題を共有し ともに考え 地域の実 情に合った まちづくり の推進※	地区協議会は、新宿区の主導の基に、地域団体を結集したネットワーク組織として、地域の課題解決したり、ボランティア活動をしています。活動には限界はあるものの地域課題の解決に相当の役割を果たしてきていると思っていますが、その活動について何の総括もなしに突然に制度変更されることは納得できません。基本計画(素案)でも「地区協議会」は位置づけられており、引き続き現行の助成制度を維持することを切に望みますので、再考してください。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区は、これまでの地区協議会の活動について、あいさつ運動や地域のパトロール活動、清掃クリーン活動など、町会の区域を超えた課題に対して、ご尽力されてきたことに大変感謝するとともに、一定の役割を果たしてきたと評価しています。 今後は、地区協議会を含めた地域における多くのコミュニティ団体が地域に根差した活動を行うための支援が必要と考えています。 このため、平成30年度からは、地区協議会をはじめ、町会・自治会やNPOなど、区民が主体となる、さまざまな地域活動団体が行う取組に対して支援を行い、地域の活性化や絆づくりを推進していきます。
95	I 暮らしやす さ1番 の新宿	9 地域での 生活を支え る取組の推 進	(素案)P41 4. 各主体の主な役割(例示)の〇区(行政):のところに「若者の就労支援」を「若者の就労、自立等への支援とそのための情報提供」に変更してください。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「若者の就労支援」を「若者の就労、自立等への支援」と修正します。
96	I 暮らしやす さ1番 の新宿	9 地域での 生活を支え る取組の推 進	(素案)P41 4. 各主体の主な役割(例示)の〇区(行政):のところに「良質な住宅供給の誘導」を追加してください。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 高齢者や障害のある人など様々な状況にある人が、それぞれのニーズに則した住宅に住むことができるよう、取り組みを進める考えです。そのため、「高齢者や障害者等の入居支援」に文言を修正します。
97	I 暮らしやす さ1番 の新宿	9 地域での 生活を支え る取組の推 進	(素案)P41 4. 各主体の主な役割(例示)の〇区(行政):のところに「住宅の供給」を「多様な住宅の供給」とした方がよい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 高齢者や障害のある人など様々な状況にある人が、それぞれのニーズに則した住宅に住むことができるよう、取り組みを進める考えです。そのため、「公共住宅の活用」に文言を修正します。
98	I 暮らしやす さ1番 の新宿	9 地域での 生活を支え る取組の推 進	(素案)P41 5. 関連する個別計画のところに成年後見制度の利用促進を取り扱った個別計画には「高齢者保健福祉計画」があるのだから追加してはどうか。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 素案P41の「関連する個別計画」に「新宿区高齢者保健福祉計画」、「新宿区障害者計画」、「新宿区障害児福祉計画」及び「新宿区障害福祉計画」を追加します。
99	I 暮らしやす さ1番 の新宿	9 地域での 生活を支え る取組の推 進	(素案)P41 5. 関連する個別計画のところに障害者に対する総合的な就労支援として、就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)を取り扱った個別計画には「新宿区障害者計画」があるのだから追加してはどうか。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 素案P41の「関連する個別計画」に「新宿区障害者計画」、「新宿区障害児福祉計画」及び「新宿区障害福祉計画」を追加します。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
100	I 暮らしやすさ1番の新宿	9 地域での生活を支える取組の推進	住宅は生活の基本であり、人間に相応しい住居と環境は全ての国民の基本的権利である。 民間借家に居住する「低額所得世帯」の状況(国交省資料の孫引き) 収入分位、世帯合計 最低居住面積未満 高家賃負担 その他の世帯 25%以下、727万 100万 204万 423万 25～50% 431万 40.3万 25.3万 365.4万 * 高家賃負担(国交省定義): 年収200万円以下の世帯の内、民間借家世帯の平均家賃負担率(37.7%)以上の世帯 新宿区は全国的に高賃金で高家賃と思われるので、国交省から新宿区のデータを貰い、収入分位のそれぞれの世帯数を計算して、公開して欲しい。 新宿区の公営住宅政策(入居対象者の収入区分、家賃負担率等)を明示して欲しい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 収入分位については、新宿区の世帯の年間収入階級、世帯人員について、総務省統計局の住宅・土地統計調査で公表されているため、区で公開する考えはありません。 公営住宅の入居対象者の収入区分は、公営住宅法等の法令により規定されています。また、区営住宅の家賃(使用料)は、使用者の所得を認定し、収入区分に基づいて決定しています。家賃負担率等については、個人情報にあたるため、明示する考えはありません。 なお、区営住宅入居者の収入月額所得は都市計画部データブックに記載しています。
101	I 暮らしやすさ1番の新宿	9 地域での生活を支える取組の推進	「新宿区高齢者の住まい安定確保連絡会」があるので、居住支援協議会を作らないのが新宿区の方針であるが、重ねて、居住支援協議会を作ること要望する。当面、「新宿区高齢者の住まい安定確保連絡会」の傍聴、公開を要求する。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 平成27年度に住宅・建築・福祉に携わる関係団体と区が意見交換を行い、総合的な施策を検討する場として「新宿区高齢者の住まい安定確保連絡会」を設置し、高齢者、障害者の住まいの安定確保を図り、団体や事業者等と連携しながら住宅確保要配慮者に対応しています。 今後は、同連絡会の活用とともに、改正住宅セーフティネット法の施行を踏まえ、居住支援協議会のあり方について検討してまいります。
102	I 暮らしやすさ1番の新宿	9 地域での生活を支える取組の推進	次の2つの施策を求める: ①独居高齢者に対する賃貸物件のオーナーの貸し渋りを無くす施策 ・年金生活者の収入は安定している(失業の心配はない)。 ・介護サービスを利用している高齢者は孤独死は少ない。(多くの人も自宅(病院の方が圧倒的に多いが)で亡くなっている。) ・高齢者は静かである。 なので貸し渋りする理由が私には解からない。 ②負担能力にあった家賃で、居住最低面積以上の賃貸住宅を提供する施策(それが出来ない住宅確保要配慮者に家賃補助または公営住宅の提供)	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 高齢者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、住宅相談員による住み替え相談行っています。また、家賃等債務保証料助成により、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援しています。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方		
103	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	9	地域での生活を支える取組の推進	2014年の区所有の住宅コスト(施設白書)を平均して、1戸あたり1か月に直すと、 ・区営住宅:約5万9千円 ・区営住宅、特定住宅:約6万7千円 ・区事業住宅は約16万円 質問:区営、区民、特定住宅に比べて、区事業住宅のコストは2〜3倍となっているのは何故か? 施設白書によれば、区所有の住宅にかかった費用は全体で4億5863万円 利用者の負担、家賃は全体で2億3437万円で、かかった費用の51% 公営住宅は住宅を確保するのが困難な人の為の住宅だが、それでも公営住宅にかかっている費用の半分を入居者が負担し、残り半分以上を区が負担している。 新宿区は住宅事業で利益を求めないので、家賃＝住宅コストとすることが可能である。民間家賃の相場は10万円以上と思われる。区所有の住宅はとてもコストパフォーマンスが良いにも拘わらず、区所有の住宅の整備を止めたのは何故か? それとも、施設白書の住宅コストに間違いがある、あるいは私の計算にミスがあるのか? 施設白書には、2014年の区所有の住宅のコストしかないので、各年度の区所有と借り上げ住宅のコストを示すことを求める。	F	質問に回答します。 施設白書で示している公営住宅等の年間トータルコストは平成26年度にかかった維持修繕費用です。事業住宅に係るコストは平成26年度に「空調設備等改修工事」などの大規模な修繕を実施したことによるものです。 区立住宅の家賃(使用料)は、定額としている特定住宅を除き、法令に基づき、使用者の所得等により決定する応能応益家賃です。一方で、住宅コストは、区立住宅を供給するための維持管理費等です。「家賃＝住宅コスト」とすることはできません。 なお、区営住宅については、総戸数及び世帯数に対する充足率では23区中高水準にあることから、住戸数は現状を維持しつつ、既存ストックの有効活用を行っていきます。 施設白書は、区が所有する施設の状況や運営コスト等の実態把握と分析・評価等をまとめたものです。各年度の区所有と借上げ住宅のコストを示すことについては、ご意見として伺います。
104	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	9	地域での生活を支える取組の推進	「I-9 地域での生活を支える取組の推進」(P.39～)について 成年後見制度の利用促進→「・元気なうちから成年後見制度について知る機会を設け、利用の促進につなげます。・権利擁護の支援を人員を増やし強化します。」を加えてください。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 基本計画(素案) I-9-3施策の方向性「成年後見制度の利用促進」の中で「成年後見制度の利用を必要とする方が確実に利用できるような制度の利用促進を図っていきます。」と示しています。今後も、成年後見制度の普及啓発や相談機能の充実等を行い、制度の利用促進を図っていきます。
105	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	9	地域での生活を支える取組の推進	「I-9 地域での生活を支える取組の推進」(P.39～)について 誰もが住み続けられる住宅・住環境→「・住宅のセーフティネットとして、居住支援だけでなく、現在の家賃補助制度を拡充し、更に高齢者や障害者等にも広げます。区営住宅を増設し、都営住宅の地元割当の定期的な実施、新規建設を都に要望します。・空き室になっている特定住宅は子育て世帯やひとり親世帯などのために活用します。」を加えてください。	E	ご意見として伺います。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
106	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ① ② ③ 災害に強い逃げないで すむ安全なまちづくり※ ①建築物等の耐震化の推進②木造住宅密集地域解消の取り組みの推進③市街地整備による防災・住環境等の向上	まちづくり戦略プラン重点課題1に記載されているキーワードが本基本計画に記載されていないものが多くあります。 行政運営の指針を定める基本計画にあって、まちづくり戦略プラン重点課題や防災まちづくり方針を推進していく、行政執行の運営方針を記載するべきと考えます。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 基本計画と、まちづくり長期計画（都市マスタープラン、まちづくり戦略プラン）のそれぞれの役割に応じて計画を策定しています。 そして、基本計画と都市マスタープランを一体化し、総合計画として策定します。
107	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ① ② ③ 災害に強い逃げないで すむ安全なまちづくり※ ①建築物等の耐震化の推進②木造住宅密集地域解消の取り組みの推進③市街地整備による防災・住環境等の向上	「新たな防火規則」は注記下さい。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 用語集に「新たな防火規則」の説明として「東京都建築安全条例第7条の3の規定に基づく防火規制。建物の不燃化を促進し木造住宅密集地域の再生産を防止するために災害時の危険性の高い地域等について指定し、建物の耐火性能を強化する規制」である旨を追記します。
108	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ① ② ③ 災害に強い逃げないで すむ安全なまちづくり※ ①建築物等の耐震化の推進②木造住宅密集地域解消の取り組みの推進③市街地整備による防災・住環境等の向上	古い石積みは、ブロック塀の事ですか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 ブロック塀は、古い石積みではありません。古い石積みとは、大谷石や玉石積み等を指します。
109	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ① ② ③ 災害に強い逃げないで すむ安全なまちづくり※ ①建築物等の耐震化の推進②木造住宅密集地域解消の取り組みの推進③市街地整備による防災・住環境等の向上	（素案）P45 4. 各主体の主な役割（例示）の○電気・ガス・水道・通信事業者：のところにある「ライフライン」は「ライフライン※」にした方がよい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「ライフライン」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
110	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ①②③ 災害に強い逃げないですむ安全なまちづくり※ ①建築物等の耐震化の推進②木造住宅密集地域解消の取り組みの推進③市街地整備による防災・住環境等の向上	「Ⅱ-1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」(P.43～)について 建築物等の耐震化→「・首都圏での大地震が切迫している下、旧耐震の建物の耐震化及び不燃化はスピード感を持って行います。そのためにも、区の耐震支援事業の区分を解消することや建替えによる耐震化にも補助を適用します。また、手続きにかかる時間を短縮するなどの改善を更に実施し、倒壊ゼロのまちにします。耐震基準の見直しを検討します。」「擁壁・がけ対策は、対象の拡大と補助額の拡大など支援を強化します。」「・液状化対策を進めます。」を加えること。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 P44では、建物の耐震化や不燃化に取り組むとしています。 区では、耐震化支援事業について、きめ細かく多様な支援メニューを整備しています。補助区分の解消や建替えによる耐震化補助の適用、手続きに係る時間の短縮については、ご意見として伺います。 また、耐震基準の見直しについては、熊本地震を受けて、国が有識者委員会を設置し、建築物被害の原因等を分析した結果、現行の耐震基準の有効性が確認されました。このため、区は、現行の耐震基準に基づき、スピード感をもって、建築物の耐震化に取り組んでいきます。
111	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ①②③ 災害に強い逃げないですむ安全なまちづくり※ ①建築物等の耐震化の推進②木造住宅密集地域解消の取り組みの推進③市街地整備による防災・住環境等の向上	「Ⅱ-1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」(P.43～)について 再開発による市街地の整備→「・超高層建築物は長周期地震動に弱いことを考慮し、再開発のあり方を検証します。現在ある高層マンション等では、家具等の転倒・移動による被害を最小限に食い止める対策や長周期地震動対策に関する詳細診断、耐震化計画の策定・推進、エレベーターやライフラインが寸断された場合の対策を管理組合などとも共同し支援します。」を加えること。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 既存の高層マンションについては、管理組合等と連携して防災対策を進めていきます。
112	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ④ 災害に強い逃げないですむ安全なまちづくり※ ④災害に強い都市基盤の整備	神田川、妙正寺川の河川改修や下水幹線の整備は、都事業と思いますが、区が整備する様な記載の仕方の工夫願います。他整備(都市計画道路、公共輸送機関等)に関しても記述の記載を願います。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 河川改修や下水幹線の整備は東京都の事業ですが、区としても道路の透水性舗装等の雨水流出抑制施設を整備しています。このように区と東京都で連携して総合的な治水対策を促進しています。
113	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ④ 災害に強い逃げないですむ安全なまちづくり※ ④災害に強い都市基盤の整備	各主体の主な役割に都も入れて下さい。(他も見直して下さい。)	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 適宜、国や都、隣接区との連携について加筆いたします。(個別施策Ⅱ-1①②③、Ⅱ-1④、Ⅲ-5の「各主体の主な役割を修正します。)
114	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ④ 災害に強い逃げないですむ安全なまちづくり※ ④災害に強い都市基盤の整備	(素案)P107個別施策Ⅱ-1災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり④災害に強い都市基盤の整備の指標名「細街路の拡幅整備」は「細街路※の拡幅整備」にした方がよい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「細街路」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。
115	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ④ 災害に強い逃げないですむ安全なまちづくり※ ④災害に強い都市基盤の整備	(素案)P48 4. 各主体の主な役割(例示)の○電気・ガス・水道・通信事業者:のところに「ライフライン」は「ライフライン※」にした方がよい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「ライフライン」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
116	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ④ 災害に強い逃げないですむ安全なまちづくり※④災害に強い都市基盤の整備	オリンピックに向けて、羽田空港の機能強化、より多くの航空機が離発着出来る様に、南風時の午後3時間、都心上空を低空で着陸進入する計画が進められている。 航空機の墜落は世界で毎年何回も起き、原子力発電所事故は今までに世界で3回起き、北朝鮮によるミサイル発射は繰り返されているので、 ・航空機事故、原子力発電所事故、武力攻撃事態等(ミサイル)の対応を追加し、それに就いて、 5. 関連する個別計画に ・新宿区国民保護計画を追加することを求める。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 本個別施策では「④災害に強い都市基盤の整備」について説明しています。具体的には、道路や橋りょうなどハード面の整備について掲載していることから、ミサイル等の武力攻撃事態は関連しないため掲載はいたしません。なお、武力攻撃事態や緊急対処事態については、国民保護計画に基づき、国、都、関係機関等と連携し、適切に対応していきます。 なお、羽田空港の機能強化による新飛行経路については、区は国に対し、安全対策と騒音対策の徹底と、区民への丁寧な説明を強く要望しています。
117	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ④ 災害に強い逃げないですむ安全なまちづくり※④災害に強い都市基盤の整備	「Ⅱ-1④災害に強い都市基盤の整備」(P.47～)については、以下の項目を加える事を提案します。 ・特に、一次避難所となっている学校体育館への空調、二次避難所となっている地域交流館などの風呂は災害時にも役立つ設備です。維持・整備していきます。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 災害時には、一次避難所・二次避難所となっている区施設などの資源を最大限活用していきます。 一次避難所となっている学校体育館は、発災時に避難施設としての機能をもつことから、有事にも十分な対応が行えるよう施設の維持修繕を実施しています。空調の設置については、構造上、設置が難しいケースもあるため、それぞれの施設の状況に応じて、避難施設として適切な設備等を検討していきます。
118	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ④ 災害に強い逃げないですむ安全なまちづくり※④災害に強い都市基盤の整備	「Ⅱ-1④災害に強い都市基盤の整備」(P.47～)については、以下の項目を加える事を提案します。 ・広域避難場所となっている公園に更に公衆トイレ、直結管トイレを充実させます。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 現在、公園トイレや公衆トイレの改修等に合せて、災害時に使用できるトイレの設置を進めています。また、避難場所となっている公園についても、今後、災害対応機能の強化を図っていきます。
119	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ④ 災害に強い逃げないですむ安全なまちづくり※④災害に強い都市基盤の整備	「Ⅱ-1④災害に強い都市基盤の整備」(P.47～)については、以下の項目を加える事を提案します。 ・細街路の拡幅整備を推進のため、未耐震建物の建替えへの補助を行います。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 木造住宅密集地域の一部では、木造住宅の不燃化建替え及び除却工事に対して補助を行うことにより、建替えを促進しています。 耐震化支援事業は、きめ細かく多様な支援メニューを整備しており、新たな建築物への建替えへの補助は行っていません。
120	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ④ 災害に強い逃げないですむ安全なまちづくり※④災害に強い都市基盤の整備	「Ⅱ-1④災害に強い都市基盤の整備」(P.47～)については、以下の項目を加える事を提案します。 ・道路の無電柱化は、道路の拡幅や再開発等の機会だけでなく、計画的に実施します。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見は、素案に記述されています。 道路の無電柱化は、「整備の必要性や効果を総合的に評価し、幹線道路から優先的に整備を進めます。」と記載のとおり、計画的に実施していきます。
121	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ④ 災害に強い逃げないですむ安全なまちづくり※④災害に強い都市基盤の整備	「Ⅱ-1④災害に強い都市基盤の整備」(P.47～)については、以下の項目を加える事を提案します。 ・道路・公園の擁壁だけでなく、公共施設に接している崖・擁壁については区が補助を拡充し補修・改修を行います。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
122	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ④ 災害に強い逃げないですむ安全なまちづくり※④災害に強い都市基盤の整備	「Ⅱ-1④災害に強い都市基盤の整備」(P.47～)については、以下の項目を加える事を提案します。 ・台風、雷、竜巻、集中豪雨などへの対策を進めます。 ・総合的な治水対策を促進します。河川の時間降雨100mm対応の早期実現をめざし150mm対応を進めます。保水力強化のため、緑被率の拡大、浸透性舗装の拡大、一時貯留槽の設置促進、止水板の普及などを行います。地下鉄・地下道の対策も強化します。	C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 総合的な治水対策を促進することが、素案に記載されています。 透水性舗装等の雨水流出抑制施設を整備する等ハード面での対策を進めるとともに、気象庁及び日本気象協会とのホットラインにより詳細な気象情報を収集することや、洪水・浸水の恐れのあるときは、気象状況に応じた水防態勢を取るなど、ソフト面の対応も強化しています。また、災害対策本部運営訓練などを通じて迅速かつ的確な判断ができる対応力の強化にも取り組んでいます。 水害対策は、平成26年6月改定「東京都豪雨対策基本方針」による役割分担のもと、東京都と連携して実施しています。
123	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ④ 災害に強い逃げないですむ安全なまちづくり※④災害に強い都市基盤の整備	「Ⅱ-1④災害に強い都市基盤の整備」(P.47～)については、以下の項目を加える事を提案します。 ・太陽光・風力などによる自然エネルギーの普及を促進します。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見は、素案の内容に含まれています。 個別施策Ⅲ-8「地球温暖化対策の推進」において、ご意見の趣旨は反映されています。
124	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ④ 災害に強い逃げないですむ安全なまちづくり※④災害に強い都市基盤の整備	「Ⅱ-1④災害に強い都市基盤の整備」(P.47～)については、以下の項目を加える事を提案します。 ・災害などの停電時にも活用できる街路灯の確保、モバイル型非常用電源を確保していきます。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区では、災害時の電源確保のために、各学校避難所に発電機を配備しています。電源確保については、個別施策「Ⅱ-2災害に強い体制づくり」の避難所運営体制の充実の中で検討していきます。また、携帯電話等のモバイル電源の確保については、NTT等の通信事業者とも協議を行っていきます。 なお、バッテリー内蔵型LED灯を、第一次実行計画において整備していきます。
125	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ④ 災害に強い逃げないですむ安全なまちづくり※④災害に強い都市基盤の整備	「Ⅱ-1④災害に強い都市基盤の整備」(P.47～)については、以下の項目を加える事を提案します。 ・ライフラインである電気・ガス・水道・通信設備・鉄道について、耐震化・不燃化など災害に備えた対策を講じるよう要望します。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 ライフライン事業者は、それぞれ耐震化、不燃化等の対策に取り組んでおり、区では定期的に情報交換を行い現状を確認しているところです。
126	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ④ 災害に強い逃げないですむ安全なまちづくり※④災害に強い都市基盤の整備	基本計画素案P47では、「比較的狭い区道での地上機器の設置場所…」と記されていますが、「比較的狭い区道での無電柱化は、地上機器の設置場所…が課題となります。」と分かりやすく表記下さい。 また、「道路・公園擁壁」の表記は、丁寧な表記に修正下さい。(P48も同様です。)	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 比較的狭い区道での無電柱化は、地上機器の設置場所や歩行者動線を確保することが課題です。 なお、「道路・公園擁壁」の表記については、ご意見として伺います。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の方え方
127	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ④ 災害に強い逃げないですむ安全なまちづくり※④災害に強い都市基盤の整備	基本計画素案P48の無電柱化について、現状と課題に記されている様に、無電柱化の整備路線の選定に係る個別計画を策定すべきであり、施策方針にもこの旨を記載して下さい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 無電柱化については、今後無電柱化推進計画を策定して計画的に進めていきます。
128	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2 災害に強い体制づくり	(素案)P50 3.施策の方向性のマンション対策のところにある「ライフライン」は「ライフライン※」にした方がよい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「ライフライン」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。
129	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2 災害に強い体制づくり	(素案)P51 4. 各主体の主な役割(例示)の○電気・ガス・水道・通信事業者:のところにある「ライフライン」は「ライフライン※」にした方がよい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「ライフライン」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。
130	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2 災害に強い体制づくり	(素案)P51 5. 関連する個別計画のところに新宿区第一次実行計画(素案)P57 59マンション防災対策の充実にある「マンション防災対策ガイドライン」と「マンション防災マニュアル」を掲載する検討をしてください。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 個別計画の記載については、本個別施策の分野全般に関わるような計画を、「主な個別計画」として掲載しており、全ての計画(ガイドライン、プラン、ビジョン、指針、マニュアル等を含む)を対象とするものではありません。
131	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2 災害に強い体制づくり	(素案)P51 5. 関連する個別計画のところに、新宿区第一次実行計画(素案)P143 経常事業新宿駅周辺都市安全確保計画の推進(No369)にある「新宿駅周辺都市安全確保計画」を掲載する検討をしてください。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 個別計画の記載については、本個別施策の分野全般に関わるような計画を、「主な個別計画」として掲載しており、全ての計画(ガイドライン、プラン、ビジョン、指針、マニュアル等を含む)を対象とするものではありません。
132	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2 災害に強い体制づくり	Ⅲ-13 国際観光都市・新宿としての魅力の向上 公衆LAN無線 東京2020オリンピック・パラリンピックを目標に、訪日観光客の要望が強い無料公衆無線LAN環境を、 2016年からの2年間の計画事業3989万8千円 2018年からの3年間の計画事業8566万9千円 合わせて、約1億2500万円掛けて整備を進めている。 観光客の為だけでなく、新宿区内全域に無料公衆無線LANを整備して欲しいと言う要望に対して、区民の要望は多いと思われる。 少し前に行なわれた防災行政無線のデジタル化には7億2000万円を使っている。防災行政無線の屋外スピーカの近傍ではうるさく、少し離れると内容が聞き取れないシステムで役立たない。暴風雨の時は直近でも聞き取れず、防災ラジオの貸出しや広報車を巡回させている。最近では、携帯のエリアメールを併用する様になっている。 災害対策の面からの費用対効果が優れているので、有線のケーブルテレビか無線のLANを区内全域に無料提供することを求める。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 大規模災害時の人的・物的な被害拡大防止のためには、正確な災害情報の収集と地域住民への迅速かつ的確な情報伝達が最も重要です。そのため、区では、一度に不特定多数の住民に対して、同じ内容の情報を短時間で提供する防災行政無線を整備しています。また、当該無線は、電力や通信インフラがダメージを受け、テレビやメール等が使用できない場合でも、確実に伝達できるものです。 発災時に区では、防災行政無線をはじめ、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、エリアメール、広報車等々、様々なツールを活用して、区民への情報提供を行っていきます。なお、ご提案のケーブルテレビでの情報提供については、既に民間事業者によるサービスが開始されています。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
133	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2 災害に強い体制づくり	「Ⅱ－2 災害に強い体制づくり」(P.49～)については、施策の方向性に以下の項目を加えることを提案します。 防災意識と地域の防災力の向上→「・地域防災計画に基づく体制づくりを進めます。・あらゆる機会を通じて防災に関する啓発を進めます。」「・地域・職場・学校などそれぞれの場面で実践的な避難及び防災訓練を実施していきます。」	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 各主体の主な役割(例示)に記載しています。
134	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2 災害に強い体制づくり	「Ⅱ－2 災害に強い体制づくり」(P.49～)については、施策の方向性に以下の項目を加えることを提案します。 災害情報の伝達体制の強化→「・視覚、聴覚などの障害者への情報伝達体制を確立します。」	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 視覚、聴覚などの障害者に対する情報伝達については、区公式ホームページやSNSの原稿作成時に利用しやすさに配慮し情報発信を行います。また、避難所に筆談器を配備、地域ごとに手話通訳者を配置するなどの対応を進めているところです。その他の伝達手段につきましても、調査検討を進めてまいります。
135	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2 災害に強い体制づくり	「Ⅱ－2 災害に強い体制づくり」(P.49～)については、施策の方向性に以下の項目を加えることを提案します。 「災害時要援護者(要配慮者)の安全確保」の項は「災害時要援護者(要配慮者)の安全対策」に変更→「・災害時要援護者(要配慮者)の安否確認体制など支援計画の策定を進めます。災害時要援護者の名簿登録を推進し、個別支援計画を作成します。」	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 災害時要援護者の名簿登録については、これまでと同様、経常事業として関係機関を通じて登録勧奨を行います。 個別支援計画については、第一次実行計画で要配慮者災害用セルフプランのひな形を作成・公開し、普及に取り組みます。
136	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2 災害に強い体制づくり	基本計画素案P49～51において、「参加」ではなく、参画では？(P51には参加の表記が多いです。)	F 質問に回答する	ご質問にお答えします。 平成28年度の基本構想審議会では、「参加」と「参画」のどちらで表記を統一するか議論がありました。審議会では「男女共同参画」について「参画」とし、その他を「参加」とすることといたしました。 区では、この答申を踏まえて「男女共同参画」「女性の参画」と表記し、その他については「参加」としています。
137	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2 災害に強い体制づくり	基本計画素案P50に外国人(P50)の表記あり。他ページ(P63、91)にもあります。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 国籍法において、「日本国民でないもの」を「外国人」と定義していることから「外国人」の表記を使用しています。
138	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 ① 暮らしやすい安全で安心なまちの実現①犯罪のない安心なまちづくり	(素案)P53 2. 現状の課題の 詐欺・消費者対策のところにある「人生のライフステージ」は「人生のライフステージ※」にした方がよい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「ライフステージ」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。
139	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 ① 暮らしやすい安全で安心なまちの実現①犯罪のない安心なまちづくり	(素案)P54 3. 施策の方向性の 詐欺・消費者対策のところにある「人生のライフステージ」は「人生のライフステージ※」にした方がよい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「ライフステージ」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
140	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 ① 暮らしやすい安全で安心なまちの実現①犯罪のない安心なまちづくり	「Ⅱ-3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現」(P.53～)の各項に以下の項目を加えることを提案します。 犯罪のない安心なまちづくり ・地域の安心・安全→「危険ドラッグ等薬物対策を強化します。特に小中学生にその危険性を知らせる道徳公開講座を教育委員会と連携してすすめます。」	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 平成27年4月に制定した「新宿区危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例」に基づき、東京都薬物乱用防止推進新宿地区協議会との連携による薬物乱用防止キャンペーンを実施しています。また、全ての区立学校で、発達段階に応じて、薬物の害等について学習しているほか、全区立小・中学校で薬物乱用防止教室を実施しており、今後もこの取組みを進めていきます。
141	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 ① 暮らしやすい安全で安心なまちの実現①犯罪のない安心なまちづくり	「Ⅱ-3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現」(P.53～)の各項に以下の項目を加えることを提案します。 犯罪のない安心なまちづくり ・詐欺・消費者対策→「消費者保護条例を制定し、悪質商法などから消費者を守ります」	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 条例の制定は考えていませんが、現在、消費生活相談や「悪質商法被害防止ネットワーク」による活動を通して、悪質商法から消費者を守る取組を進めています。また、消費生活地域協議会を設置し、消費者安全の確保に取り組んでいます。
142	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 ① 暮らしやすい安全で安心なまちの実現①犯罪のない安心なまちづくり	基本計画素案P54の「高齢者や障害者など、特に悪質商法の標的にされている人々への啓発や情報提供、相談等の対応や、地域の見守り機能や相談機能の強化を図り、潜在化複雑化している消費者問題への関係機関・団体との連携協働のものと的確に対応していきます。」の文章、分かりにくい。簡潔に記載するなどの工夫と再考をお願いします。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 「高齢者や障害者など、特に悪質商法の標的にされている人々への啓発や情報提供を進めるとともに、地域の見守り機能や相談機能の強化を図ります。また、潜在化、複雑化している消費者問題に、関係機関・団体と連携・協働して的確に対応していきます。」と修正します。
143	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 ② 暮らしやすい安全で安心なまちの実現②感染症の予防と拡大防止	「Ⅱ-3 ②感染症の予防と拡大防止」(P.55)に以下の項目を加えることを提案します。 「・その他の感染症対策→「・結核対策を推進します。」「・おたふくやロタウイルスなど各種予防接種助成を強化します。」 ・食の安全対策→「・食の安心・安全については、区民が不安を感じている残留農薬、遺伝子組換え、添加物、放射性物質などに対する食品監視を強化するため、食品衛生監視員を増員します。」	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 結核対策は区でも重視しており、「その他の感染症対策」として、早期発見のため日本語学校結核健診を実施するなど、まん延防止を推進しています。 おたふくかぜワクチン、ロタウイルスワクチンの予防接種については、国の定期接種化に向けての動向を注視しているところです。 食の安心・安全については、現行体制の中で、食の安全を確保してまいります。
144	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 ② 暮らしやすい安全で安心なまちの実現②感染症の予防と拡大防止	基本計画素案P55の「区内に特定感染症指定医療機関*(国立国際医療研究センター病院)や多くの大学病院があり、感染症法に基づく届出数の多い保健所として、新たな感染症に対する健康危機管理対応も含め、多様な感染症に総合的に対応できる体制を整備する必要があります。」の文章、分かりにくい。 ・特定感染症指定医療機関は、「保健所」ですか。専門的にはそうなのかも知れませんが、「保健機関」との表現が良いのではないのでしょうか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 感染症法では、指定される感染症の患者等が発生した場合、医師は「最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届けなければならない」としています。 区内の特定感染症指定医療機関である国立国際医療研究センター病院や、大学病院で患者等が発生した場合は「最寄りの保健所」である新宿区保健所に感染症に基づく発生届を提出することになっています。 区では多くの発生届を受理する保健所として、新たな感染症に対する健康危機管理対応も含め、多様な感染症に総合的に対応できる体制を整備する必要があると考えています。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
145	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 ② 暮らしやすい安全で安心なまちの実現②感染症の予防と拡大防止	基本計画素案P56のBCPに注記下さい。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 用語集に「新宿区新型インフルエンザ等対策地域医療包括BCP」の説明として、「新型インフルエンザ等の発生に備え、区内の医療機関等が相互に連携し、役割を分担して感染拡大を可能な限り抑制し、感染症患者が速やかに必要な医療を受けられる体制を整備することを目的とした、事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)」であることを追記します。
146	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 ③ 暮らしやすい安全で安心なまちの実現③良好な生活環境づくりの推進	空き家対策は、この地域の大きな問題。そして、民泊、次々建つワンルームマンション、より良い環境づくりが基本計画のポイントです。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 空家等は、第一義的には当該空家等の所有者が適正に維持管理する必要があります。管理不全な状態にある空家等については、所有者に対し改善指導を行っています。平成29年度に空家等対策計画を策定し、総合的かつ計画的に空家等対策を推進します。 民泊については、平成29年6月、国の住宅宿泊事業法(民泊新法)が公布され、公布日から1年以内に施行されます。区では、法の施行に合わせて、新宿区民泊問題対応検討会議で取りまとめた「新宿区ルール」についてパブリック・コメントを行い、事業者が適正な運営を行うよう条例の制定に向けた取組を進めています。今後も、区民の生活環境の悪化を防止するため、適切に対応していきます。
147	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 ③ 暮らしやすい安全で安心なまちの実現③良好な生活環境づくりの推進	基本計画(素案)には、Ⅱ-3 ③良好な生活環境づくりの推進、2. 現状と課題／民泊問題への対応 ・住宅宿泊事業法を踏まえ、地域の実情に合った適正なルールづくりを行っていく必要があります。 だけである。 住宅を宿泊施設として利用する民泊に反対する。 理由は3つ: 理由①現在の住環境が維持できない。 理由②家賃相場が上がる。 理由③新宿区には民泊を管理、取り締まる体制、能力がない。 用途地域指定で、住居専用地域では旅館業ができない。新宿区が民泊に用途規制の例外的許可を与えることに反対する。 現在、ホテル、旅館が禁止されている住居専用地域での民泊は禁止とすることを地域説明会で私は主張したが、区長は法律上それはできないと言う。その禁止を住宅宿泊事業法ではどの様に迂回したのかの説明を求める。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 平成29年6月、住宅宿泊事業法が公布され、公布日から1年以内に施行される予定です。 法第18条では、生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、条例で必要な限度において区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができる」と規定しています。 ただし、国は法の趣旨から禁止は想定していないと説明しています。 区では、法令を踏まえて条例制定に向け取り組んでおり、新宿区ルールとして、住居専用地域では、月曜日から木曜日は住宅宿泊事業を行うことはできない旨、条例案に盛り込むことを検討しています。いずれにしても、適切に対応していきます。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
148	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 ③ 暮らしやすい安全で安心なまちの実現③良好な生活環境づくりの推進	オリンピックに向けて、羽田空港の機能強化、より多くの航空機が離発着できる様に、南風時の午後3時間、都心上空を低空で着陸進入する計画が進められているので、航空機の騒音予測を新宿区にお願いしたが、それは東京都の仕事と言われた。東京都も住民に説明するのは国の仕事と言い、国／航空局はどの程度の航空機騒音が何回聞こえるかの騒音予測は一部の国だけは採用しているの、既に示している、住宅の防音対策が必要な地域かを判断するのに必要な騒音予測以外はないと言っている。この状況では、東京都も国も騒音予測をしないので、 ・航空機騒音予測を追加することを求める。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 羽田空港の機能強化にかかる騒音対策については、引き続き、国に対し、区から強く要望していきます。
149	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 ③ 暮らしやすい安全で安心なまちの実現③良好な生活環境づくりの推進	「Ⅱ-3 ③良好な生活環境づくりの推進」(P.59)に以下の項目を加えることを提案します。 ・空家等対策→「・空家対策として、利活用推進の視点から空家バンク等の対策を強めます。」	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 平成29年度に策定する空家等対策計画では、管理不全な空家やごみ屋敷等の解消及び、空家等の適正管理の促進・発生の抑制を方針として対策を推進します。
150	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 ③ 暮らしやすい安全で安心なまちの実現③良好な生活環境づくりの推進	「Ⅱ-3 ③良好な生活環境づくりの推進」(P.59)に以下の項目を加えることを提案します。 ・路上喫煙対策→「外国人などの来街者へ禁煙・喫煙の可否について丁寧な周知を行います。」 ・公害の監視・規制・指導→カラス・ハクビシン対策にねずみも加える。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見は、素案の内容に含まれています。 外国人の方についての路上喫煙禁止の周知は、ホームページ、外国語版生活情報誌、ポスターなどで行っています。この中で、ポスターについては4か国語(英語、中国語、韓国語、日本語)それぞれで表記しており、これらを活用して更なる周知に努めていきます。 鳥獣保護法の対象となる鳥獣のうち「有害鳥獣」からの環境被害を防除するため、カラス・ハクビシン対策を、公害の監視・規制・指導の中で行っています。同法の対象外であるねずみは、保健衛生の観点から経常事業「ねずみ駆除相談・ハチ衛生害虫相談」で対応しています。
151	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 ③ 暮らしやすい安全で安心なまちの実現③良好な生活環境づくりの推進	「Ⅱ-3 ③良好な生活環境づくりの推進」(P.59)に以下の項目を加えることを提案します。 ・民泊問題への対応→「民泊に対し近隣住環境を保全する対策を強化します。」	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 平成29年6月、住宅宿泊事業法が公布され、公布日から1年以内に施行される予定です。 区では、法の施行に合わせて、新宿区民泊問題対応検討会議で取りまとめた「新宿区ルール」についてパブリック・コメントを行い、事業者が適正な運営を行うよう条例の制定に向けた取組を進めています。今後も、区民の生活環境の悪化を防止するため、適切に対応していきます。
152	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 ③ 暮らしやすい安全で安心なまちの実現③良好な生活環境づくりの推進	基本計画素案P60の「住宅民泊事業法」は民泊新法、住宅民泊事業法のいずれが正式ですか。民泊新法との括弧書きを付記する事を要望します。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 「住宅宿泊事業法」が正式名称です。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
153	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 ③ 暮らしやすい安全で安心なまちの実現③良好な生活環境づくりの推進	基本計画素案P60に「空家等対策の推進に関する特別措置法や空き家等の適正管理に関する条例に基づき問題解消」と記されています。根拠法が記載されているのは、ここだけです。であれば、他の施策の方向性の根拠法を本文中に、全て記載すべきだと思います。ここだけ、特記されいる理由は？	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 平成29年度に空家等対策計画を策定します。これは「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成27年2月施行)に基づき策定しますが、区が従前より取り組んできた「新宿区空き家等の適正管理に関する条例」(平成25年10月施行)における取組も包含したものとします。策定した計画に基づき、区における空家等の対策を総合的かつ計画的に推進します。
154	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり	基本政策 Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造(P.63)について 「Ⅲ-1」と「Ⅲ-2」は限定された地域のことで、基本計画からは削除し、入れるのであれば都市マスタープラン地域別まちづくり方針に書き込む方が妥当です。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 個別施策Ⅲ-1は、新宿駅だけでなく、区内の主要駅周辺における歩行者の回遊性、利便性向上を軸としたまちづくりを進めることを示しています。 個別施策Ⅲ-2は、歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちに再生する取組「歌舞伎町ルネッサンス」を推進するため、3つのプロジェクト(クリーン作戦、地域活性化、まちづくり)を区、地元・事業者、歌舞伎町タウン・マネージメント(TMO)、関係行政機関等が官民一体となって、総合的な施策を展開しています。 これらの取組は継続的に実施することが重要なため、施策の方向性を示した基本計画に掲載しています。 「都市マスタープラン」の「地域別まちづくり方針」では、歩きたくなるまちづくりや歌舞伎町ルネッサンスの推進など、ご指摘の内容は既に盛り込まれています。
155	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり	「Ⅲ-1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり」(P.63～)については、駅名を出すなら新宿駅周辺の整備以外についても明記すべきです。駅を中心とするなら各駅ごとに魅力あるまちをめざすべきです。また、オールジャパンの新宿駅の「周辺建物等とも連携した駅前広場や自由通路、駐車場等の公共空間を整備」は、鉄道事業者、国、東京都、他関係者があくまでも主体で行い、区民の税金を使うべきではないと考えます。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 新宿駅の「周辺建物等とも連携した駅前広場等の公共空間の整備」は、新宿のまちの魅力やポテンシャルをさらに向上させる取組です。これらの整備は、まちづくり事業として、国や東京都をはじめ、関係事業者などと連携しながら、それぞれの役割に応じた適切な負担のもと、整備を進める必要があるものと考えています。
156	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり	基本計画素案P63では、「複数の鉄道路線が乗り入れるターミナル駅等では、」と記載されています。表題が新宿駅周辺となっていますが、「複数の鉄道路線が乗り入れるターミナル駅等」とは、どこの駅を指しますか。西武新宿駅ですか。京王、小田急の駅出入口り口やJRとの乗り換え口ですか。駅前ですか。駅構内のことを指しますか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 「複数の鉄道路線が乗り入れるターミナル駅等」は、7路線(JR線、小田急線、京王線、東京メトロ丸の内線、都営新宿線、都営大江戸線、西武新宿線)が乗り入れる新宿駅を中心に、駅構内、駅出入口、各路線の乗換え通路や駅前空間などを指しています。
157	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり	基本計画素案P63では、「車中心のまちから人中心のまちへの転換が求められています。」と記載されています。「ターミナル駅」での出だしの文章から、「車中心の・・・」の結びとして鉄道へのモーダルシフトのことを言いたいのでしょうか、文章の再考願います。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 歩行者の回遊性や利便性の向上を軸とした都市基盤整備を進め、車中心のまちから人中心のまちへと転換を図ることとしています。
158	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり	基本計画素案P63の施策の方向性に下記事項を加えて頂きたい。 ・バスタとの関連整備	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 駅周辺地区の整備推進では、「交通ターミナル整備を促進します」としていますが、これは新宿駅全体を示しており、その中にバスタ新宿も含まれています。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
159	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり	基本計画素案P63の施策の方向性に下記事項を加えて頂きたい。 ・観光バス対策	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 外国人観光客等によるにぎわいの創出を図るために平成29年3月にオープンした歌舞伎町観光バス駐車場については、周辺道路における観光バスの路上駐車による渋滞が生じていたことなどから、安全性の面から緊急に対応すべきものとして整備したものです。今後は、国、都に対して観光バス駐車場の確保を要請していきます。
160	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	2 誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現	(素案)P66 5関連する個別計画のところにある「新宿区自転車等の利用と駐車対策に関する総合計画」を「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」にしてください。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」にします。
161	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	2 誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現	Ⅲ-2 誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現を基本計画(素案)から削除することを求める。Ⅲ-2から「歌舞伎町」を削除することを求める。 この計画は基本計画ではなく、まちづくり戦略プラン編に書かれるものである。 また、歌舞伎町が国際観光都市の魅力を代表する様では、新宿区の観光の質が問われる。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区は歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちに再生する取組「歌舞伎町ルネッサンス」を推進するため、3つのプロジェクト(クリーン作戦、地域活性化、まちづくり)を区、地元・事業者、歌舞伎町タウン・マネジメント(TMO)、関係行政機関等が官民一体となって、総合的な施策を展開しています。こうした取組は継続的に実施することが重要なため、施策の方向性を示した基本計画に掲載しています。 「都市マスタープラン」の「地域別まちづくり方針」では、歩きたくなるまちづくりや歌舞伎町ルネッサンスの推進など、ご指摘の内容は既に盛り込まれています。
162	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	2 誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現	「Ⅲ-2 誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現」(P.65～)については、書かれている内容が歌舞伎町のことだけになっていますが、本来は歌舞伎町に限らずもっと広範囲でエンターテイメントシティのまちづくりについて考える必要があると思います。歌舞伎町のまちづくりに限定するのであれば、その事がわかる表題に変更すべきです。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 歌舞伎町は世界有数の繁華街であり、誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティとして発展し続けることが求められます。このため、現在の表記が適切と考えています。
163	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	2 誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現	基本計画素案P64の交通モードに注記下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「交通モード」を「交通手段」に修正します。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
164	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	2 誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現	基本計画素案P65のタウンマネジメント、エリアマネジメント、まちなかプロジェクトに注記下さい。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 用語集に以下の用語を追加・修正します。 ●歌舞伎町ルネッサンス推進協議会 歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちへと再生する取組として、①「クリーン作戦プロジェクト」(犯罪インフラの除去と環境浄化・美化)、②「地域活性化プロジェクト」(新たな文化の創造と発信)、③「まちづくりプロジェクト」(健全で魅力あふれるまちづくり)の3つのプロジェクトを中心に活動する、地元商店街振興組合、町会、有識者、国、都、区などからなる協議会 ●歌舞伎町タウン・マネージメント 歌舞伎町ルネッサンスの取組に関係者が連携して推進していくため、地元、事業者、関係行政機関等を構成員として設立した団体 ●エリアマネジメント 地域の良好な環境の維持や賑わいの創出などを図るための、住民、団体等による主体的な地域経営の取組。
165	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	2 誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現	基本計画素案P65の「まちづくり誘導方針」との記載は、「歌舞伎町まちづくり誘導方針」の事であれば、その様に丁寧に記載下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 基本計画素案P65及びP66記載の「まちづくり誘導方針」を、「歌舞伎町まちづくり誘導方針」に変更し、表現の統一を図ります。
166	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	2 誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現	基本計画素案P66では、「路上の清掃については、地元やボランティアなどによる清掃活動を実施しています。」と記載されています。「実施します。」では？	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。
167	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	3 地域特性を活かした都市空間づくり	「Ⅲ－3 地域特性を活かした都市空間づくり」(P.67～)の施策の方向性に新たな項目として「住民主導・住民参画によるまちづくりの推進」を加え、「・まちなみや地形、みどりと水辺などの自然環境と調和したまちを実現します。」とするよう提案します。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 今後も、地元の皆様と意見交換をしながら、まちづくりに取り組んでいきます。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
168	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	4 誰もが自由に歩ける利用しやすいまちづくり※	「Ⅲ-4 誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり」(P.69～)は、表題のことばとして据わりが悪いように思います。素案の内容を見ると「ユニバーサルデザインまちづくりの推進」の項目のみなので、Ⅲ-4の表題も項目名と同じ方がむしろ分かりやすいと考えます。更に、観光案内標識に関しては「・観光案内標識や避難標識板などの看板を集約して、最新の表記で分かりやすく整備し、利便性と回遊性の向上を図ります。」と修正すべきです。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 個別施策「Ⅲ-4 誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり」については、実行計画では、人にやさしい道路整備や、観光案内標識の整備促進なども再掲で位置づけています。個別施策名のとおり、誰もが自由に歩ける利用しやすくわかりやすいまちづくりに取り組みます。 観光案内標識や避難所標識板などの屋外標識板の一元化については、景観の観点から有効である一方で、様々な情報を一つの標識板に掲載することにより、真に必要な情報が薄れ、分かりにくくなることが想定されるため。集約は難しいと考えます。 今後も観光案内標識については、東京都の観光案内サイン標準化指針や国際規格等をもとに統一した表記とし、見やすく分かりやすい標識の整備を実施するとともに、避難所標識板については現行どおり維持管理していきたいと考えています。
169	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	5 道路環境の整備	Ⅲ-5 道路環境の整備 関連 新宿区は街路灯のLED化も進めているが、眩しく、貧相で、ゴースタウンの感じを受ける。ある照明設計を専門とする人の10年前の記事に、 夜、パリのシャンゼリゼ通りを歩いて感じるの、通りを行き来する人々の顔色が良く見えることです。街路灯にはメタルハライドランプが使用されているそうです。 パリの地下鉄も社内の照明がやや温かみのある光色で顔色が良く見える蛍光灯が使われています。聞くとところによるとパリはこのような公共的な場所における照明について、安全の明かりとは別に、特に女性が綺麗に見えるあかりを考えている様です。このような照明の考え方は、どちらかと言えば市民からの要望の様です。私は照明の専門家の意見を聞き、LED化を進めることを要望する。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 街路灯のLED化は、必要な明るさの確保など設置基準にあわせて整備を進めています。また、眩しさについては、灯具の向き調整やカバーを設置する等の調整をしています。ご指摘の温かみのある光色の街路灯については、メーカー等の技術開発を踏まえながら検討していきます。
170	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	5 道路環境の整備	「Ⅲ-5 道路環境の整備」(P.71～)については、施策の方向性に以下の項目を加えることを提案します。 ・都市計画道路等の整備→「・道路の拡幅整備等は周辺住民の合意を得て行います。」	C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 なお、区が実施している都市計画道路等の整備は、周辺住民の意見を聞きながら整備を進めています。
171	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	5 道路環境の整備	「Ⅲ-5 道路環境の整備」(P.71～)については、施策の方向性に以下の項目を加えることを提案します。 ・人にやさしい道路の整備→「・歩車分離式信号を増やし、交通事故を減らします。」 「・道路に手すりやベンチを設置していきます。」	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 なお、人にやさしい道路の整備では、高齢者にやさしい道づくりに取り組むなど、安全で快適な歩行空間の確保するとともに、生活する人が安心して暮らしやすい道路空間の整備を進めます。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
172	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	5 道路環境の整備	「Ⅲ-5 道路環境の整備」(P.71～)については、施策の方向性に以下の項目を加えることを提案します。 ・道路の環境対策→「・りっぱな街路樹を維持・拡充し、落ち葉対策も強化します。」	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 なお、街路樹の維持管理の際に落葉対策にも取り組んでいます。今後も引き続き落葉対策を実施していきます。
173	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	5 道路環境の整備	「賑わい都市・新宿の創造」を実現するには、乳母車・車いす・歩行器などの交通弱者も安心して歩ける歩道を整備してこそ、そこに賑わいが創造されるのです。 「歩く人にやさしい歩行空間の充実を目指す」という理念に基づいて、高田馬場駅周辺の早稲田通り、新大久保駅周辺の大久保通り、伊勢丹周辺の明治通りの歩道を拡げる、「歩行者にやさしいまち」の実現を目指してほしいと思います。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、誰もが使いやすいバリアフリーの道路整備やユニバーサルデザインのまちづくりを「基本政策Ⅲ賑わい都市・新宿の創造」に位置付けて、事業を推進しています。 ご指摘の早稲田通り、大久保通り、明治通りは都道のため歩道の拡幅等は東京都の管轄となりますが、ご要望については東京都に伝え、歩く人にやさしい歩行空間が充実できるよう働きかけていきます。
174	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	5 道路環境の整備	基本計画素案P72では、「国や都と連携し、沿道のまちづくりと一体となった道路の整備」とありますが、区内の国道で沿道と一体となって整備を行う道路がありますか。区内の国道20号は、都市計画整備済み道路と思いますが。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 生活道路への通過交通の流入などについて、流入抑制等の道路整備が考えられます。
175	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	6 交通環境の整備	(素案)P74 5関連する個別計画のところにある「新宿区自転車等の利用と駐車対策に関する総合計画」を「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」にしてください。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」にします。
176	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	6 交通環境の整備	(素案)P74 3施策の方向性のみんなで進める交通安全のところに交通安全教育を推進します。とありますが、携帯電話(スマートフォン)等の使用を要因とする交通事故についても取り組んでください。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 交通安全教育のなかで取り組んでいきます。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
177	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	6 交通環境の整備	自転車のシェアリング事業と駐輪場 自転車シェアリング Ⅲ-6 交通環境の整備／自転車等の適正利用と利便性の向上 私は自転車のシェアリングには懐疑的／反対である。その理由の1つが、自転車のシェアリング事業を進められ、駐輪場の一部がシェアリング自転車の専用駐輪場／サイクルポートになり、使えなくなったことにある。 ・区役所本庁舎西側入口はシェアリング自転車の専用駐輪場になっている。 ・コンビニ等の駐輪場でもサイクルポートが設置され、その他の駐輪スペースが狭くなっている。 もう1つの理由が費用対効果が悪い。 新宿区は、今年の予算に約1億円、来年から3年間で約1億円、合わせて2億円のお金を使い、1200台のシェアリング自転車とその駐輪場／サイクルポート100箇所を新宿区は整備する。シェアリング自転車1台当たり約17万円のコストになる。利用料金が高いので、シェアリングは住民の多くは利用しないと思われる。 よって、シェアリング事業から速やかに撤退することを求める。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 自転車シェアリングは、都市交通整備の方針において、区民の新たな移動手段の確保や観光の活性化、まちの回遊性の向上を図るため、推進することとしています。加えて、環境に配慮したまちづくりの方針において、環境負荷低減を目的に推進することとしています。 費用につきましては、導入当初は多くの負担が発生しますが、サイクルポートやシェアサイクルが増えることで区民の方々の利便性は向上し、まちの活性化にもつながります。利便性の向上、観光やまちの活性化、環境への配慮等につきましては、費用に換算することは困難ですが、投じた経費以上の効果が今後得られると期待しています。
178	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	6 交通環境の整備	今年の予算では自転車対策に約6億8千万円。(駐輪場等の維持管理に約2億71千万円、放置自転車等の撤去に約1億8千万円、自転車シェアリング事業9982万9千円) 私は区内の移動はほぼ自転車を使う。新宿駅西口周辺でも大体2時間無料／6時間利用で100円のコイン式の一時利用の駐輪場を使う事ができる様になった。まだ、新宿駅直近では一時利用の駐輪場が少ないので、もっと増やして欲しいと思うが、概ね満足している。 今年からは、計画事業の自転車走行空間の整備6751万円が始まり、来年からは、2つの計画事業で約11億円 ・自転車走行空間の整備4億9050万円 ・自転車等の適正利用の推進5億9375万円4千円 を3年間に使う実行計画(素案)が示されている。その結果、さらに自転車が使いやすくなるものを期待している。 現在、新宿駅周辺では歩道を占有して駐輪場としているが、目白駅と初台駅にある様な地下駐輪場を整備して欲しい。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 一時利用可能な駐輪施設設置については、新宿駅直近に限らず、多くのご要望が区に寄せられています。そのため、区では、一時利用可能な駐輪施設の整備を民間事業者を活用し、効率的に進めています。こうした取組により、自転車利用環境が一層向上するものと考えています。 また、地下駐輪場については、多額の経費を必要とすることから、新宿駅周辺の開発動向を見ながら、その中で設置を検討していきたいと考えています。
179	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	6 交通環境の整備	「Ⅲ-6 交通環境の整備」(P.73～)については、以下の事を提案します。 新たに「交通弱者への支援」の項を加え、「交通弱者の移動を支援するコミュニティバスを走らせます。」「駅などの施設にエレベーター及びエスカレーターを設置しバリアフリー化を早急に進めます。」としてください。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区内では概ね10分程度歩けば最寄駅の駅やバス停に到着できることから、著しく交通の利便性が低い地域はないと考えています。このことから、新たにコミュニティバスを走らせることは考えていませんが、今後、バスの需要が増大した場合は、バス事業者へ運行ルートを検討などを働きかけていきたいと考えています。 なお、鉄道駅におけるエレベーター設置等のバリアフリー化については、鉄道事業者と協議しながら整備を促進していきます。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
180	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	6 交通環境の整備	「Ⅲ－6 交通環境の整備」(P.73～)については、以下の事を提案します。 自転車等の適正利用と利便性の向上→「歩道空間を安全にするため、可能な限り車道に安全な自転車専用レーンを確保します。」「駅周辺には定期利用と一時利用の両方の駐輪場を整備し、商店街や公園などにも一時利用の駐輪場を各地に設置し、放置自転車を発生させないようにします。」を加えてください。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 自転車専用レーンについては、交通管理者などの関係機関と協議しながら進めます。 一時利用できる駐輪施設設置の要望は高まっており、区では、一時利用可能な駐輪施設の整備を進めています。区内の駅周辺では、高度な土地利用が進められており、駐輪場の適地がなく、やむなく道路上に設置している駐輪施設が数多くあります。このような中で、駐輪場の定期利用については、利用状況を踏まえながら検討していきます。 また、自転車でお店や事業所に訪れる顧客等の駐輪場所は、事業者自ら確保することを原則としています。
181	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	6 交通環境の整備	「Ⅲ－6 交通環境の整備」(P.73～)については、以下の事を提案します。 公共交通機関の充実→「開かずの踏切を解消します。」を加えてください。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見は、素案の内容に含まれています。 公共交通事業者等による都市計画事業として記載しています。
182	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	6 交通環境の整備	基本計画素案P73～74の自転車等の適正利用と利便性について、以下お願いします。 ・路面表示は、自転車ナビマークの路面表示の事か、路肩を自転車通行帯とする緑色路面表示が明らかにして下さい。路肩の自転車通行帯緑色路面表示は、景観上反対です。 ・現状と課題に記載されている様に、自転車ネットワーク化を図るとの記載だけでなく、その計画の策定を行い、「見える化」をお願いします。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 ここで記載している路面表示は、自転車ナビマークのことです。 今後、自転車ネットワークについて、計画の策定も含め検討していきます。
183	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	6 交通環境の整備	基本計画素案P73～74の駐車場整備事業の推進において、駐車場整備計画の策定をお願いします。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区では駐車場整備計画を策定しています。
184	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	7 豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備	「Ⅲ－7 豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備」(P.75～)では、公園だけではなく、まち全体でみどりを増やし緑被率を高めていく取組が重要と考え、施策の方向性に以下の項目を加えることを提案します。 ・新宿らしいみどりづくり→「樹木や樹林などの貴重な緑を保全するとともに、地域緑化を推進し緑被率を高めます。」「区立公園を増やし、都市で貴重な緑を確保します。」「保護樹木を増やし、支援を強化します。」	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 緑被率の向上等に向けた施策については、「みどりの基本計画」で定めており、頂いたご意見の方向性に沿った取組を今後実施していきます。
185	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	7 豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備	基本計画素案P75では、豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備が個別政策の目標となっていますが、内容が公園の整備に偏っていますので、みどりの創造の施策について、都市マスでの記載程度記載下さい。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 基本計画(素案)は、施策の方向性を示すものであり、都市計画に関する方針は、都市マスタープランにおいて示しています。なお、具体的な手法については、個別計画である「みどりの基本計画」などにより示していきます。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
186	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	7 豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備	基本計画素案P75のみどりの施策について、都市マスの方で記載されていますが、基本計画での当個別政策と都市マスのみどりの施策は重なり合います、どの様なすみ分けで、行政運営と執行がされるか分かりません。 行政運営の方針と都市計画の上でのみどり創造の施策は、違うのですか。 この点は、基本計画で記載する道路、防災の施策と都市マスで記載するそれと違うのですか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 基本計画(素案)では、施策の方向性を、都市マスタープランでは、都市計画に関する方針を示していますが、方向性に違いはありません。 なお、具体の手法については、個別計画である「みどりの基本計画」などにより示します。
187	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	8 地球温暖化対策の推進	P.77 Ⅲ-8地球温暖化対策の推進 2.現状と課題 地球温暖化対策の推進 上から3つ目の「・」に下記文章を挿入して欲しい。 さらに、区民の削減努力としては既存の住まい(ストック)に対する断熱性向上が有効となります。断熱サッシ等窓部での一定の普及が見られるものの、建物(の外皮)の多くを占める外壁や屋根に対する高断熱化による省エネ対策は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年七月八日法律第五十三号)」の施行を契機に今後取り組むべき課題となっています。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 住宅の断熱性の向上は、家庭の省エネルギー化を図る上で、効果的な手段だと考えています。基本計画では省エネルギーの推進について記載しており、具体的な断熱化については個別計画である環境基本計画で記載しています。
188	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	8 地球温暖化対策の推進	P.77 Ⅲ-8地球温暖化対策の推進 3.施策の方向性 地球温暖化対策の推進 上から2つ目の「・」を下記文章に差替えて欲しい。 区は、区民に向けて、環境学習などを通じ、環境に配慮したライフスタイルへの変換を促すこととし、省エネルギー機器等の導入に対する支援を継続して実施するとともに、新たにエネルギー使用の削減に有効な建物の外断熱改修等への支援にも積極的に取り組みます。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 住宅の断熱性の向上は、家庭の省エネルギー化を図る上で、効果的な手段だと考えています。基本計画では省エネルギーの推進について記載しており、具体的な断熱化については個別計画である環境基本計画で記載しています。
189	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	8 地球温暖化対策の推進	環境教育:環境危機をおおってはいけません。 15万年前から現在までの地球の気温をみると5℃位の変化があり、現在は高温期に近いので、私は地球の寒冷化を心配している。 新宿では、夏の冷房では温度を数度下げただけだが、冬の暖房は十数度温度を上げる必要があるので、地球温暖化は省エネ効果がある。ロシア等の北国では一層、地球温暖化は省エネ効果がある。 不要不急の観光旅行はエネルギーの浪費である。老人の様になるべく動かないで、消費者しない生活をするを環境教育の基本とすべきである。 地球温暖化予測の気象モデル、100年後の予測が怪しげなものであること、科学というものの自体が怪しげなものであることを理解した上で、省エネ対策を進めることが肝要である。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 国際社会全体で地球温暖化対策に取り組んでおり、区としても温室効果ガスの排出削減に取り組んでいきます。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
190	Ⅲ Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	8 地球温暖化対策の推進	「Ⅲ－8 地球温暖化対策の推進」(P.77～)に関して、環境保護の課題の中でも地球温暖化対策に特化した項目になっていますが、私たちは東京電力福島第一原発事故で経験したように、ひとたび原発事故が起きれば広範囲に甚大な被害を引き起こし、放射能汚染の影響は将来にわたって大きな環境破壊を引き起こすことがわかっていきます。とすると、原発は地球温暖化に寄与するかのよう議論がありますが、原発を廃止し地球温暖化も防いでいくための対策が必要と考えます。よって、「・原発に頼らない社会をつくるため、再生可能エネルギー活用の普及を推進し、温室効果ガスの排出削減を強化していきます。」という項目を加えることを提案します。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 原発については、最大限の安全確保を前提にエネルギー需給体制について十分な国民的議論が必要と考えています。区では、できる限りの省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用を図っていきます。
191	Ⅲ Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	9 資源循環型社会の構築	「Ⅲ－9 資源循環型社会の構築」(P.79～)について、ごみ問題は減量・資源化以前にマナーの問題などが地域の課題となっている現状があり、ルールの周知徹底に一層の工夫と努力が求められていると思います。よって、「・ごみ減量、資源化促進のための啓発を多言語で推進します。」「・流動人口の多い新宿区としてゴミの出し方、資源化の方法などを日々周知徹底に取り組みます。」「・食品ロスをなくす取組を行います。」という項目を加えることを提案します。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区もルールの周知徹底は重要であると考えており、日常の清掃事業の中でも適切な排出などの対策の一環として周辺住民へのチラシ等の配布などを通じて周知啓発に努めています。 多様な普及啓発や、食品ロス削減などの具体策については、個別計画である一般廃棄物処理基本計画に盛り込み、今後とも取り組んでいきます。
192	Ⅲ Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	9 資源循環型社会の構築	基本計画素案P79の現状と課題の記載内容は、H29.8に一般廃棄物処理基本計画が公表されているとは言え、もっと真摯に記載下さい。H29.8に一般廃棄物処理基本計画素案では、総合計画が上位計画と記載されていたので、誠意ある記述を求めます。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて計画素案を修正します。 現状と課題の表記については、丁寧な記述とします。
193	Ⅲ Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	9 資源循環型社会の構築	基本計画素案P79について、8割が共同住宅に暮らす事を考えると、資源集団回収の集団数の増加施策が考えられると思います。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 すでに新たに建設される建物については、建築計画の段階で区の窓口に事業者が相談等に訪れた際に、集団回収の制度を周知するよう努めています。今後も関係部署と連携しながら団体数の増加を図っていきます。
194	Ⅲ Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	9 資源循環型社会の構築	基本計画素案P79について、びん、缶、ペットボトル等の回収拠点から集積所へのごみの出し方がH27.4.1から変更となっています。資源ゴミの出し方の利便性を求める一方、これにより、資源回収量の減少(広報「すてないで」N065)やレジ袋の散乱の負の影響が出ています。 効率的な資源回収方法の検討をお願いします。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 資源の出し方を変更したことで区全体では不燃ごみの収集量が20%減少しました。これは不燃ごみに含まれていたびん・缶等を容易に資源として排出できるようになったため回収できたことによるものと考えています。 資源の回収量は減少していますが、これはごみの総量が減少するなかで、容器等の排出量も減少傾向にあるためであり、回収方法の変更とは直接は関係しないかと考えています。 今回の変更で一定の効果が認められたことから、当面、収集方法を変更することは考えていませんが、今後も効果的・効率的な回収方法について一層の検討を加えていきます。

No.	基本政策		個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
195	Ⅲ	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	9 資源循環型社会の構築	基本計画素案P79の施策の方向性の文章が、抽象的すぎますので、レジ袋の有料化やマイバッグの件について、直接的な分かりやすい表現で施策の記述をお願いします。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 ごみ発生抑制によるスリムな社会の実現を目指す取組として、マイバッグなどの具体策については、個別計画である一般廃棄物処理基本計画において推進していきます。
196	Ⅲ	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	10 活力ある産業が芽吹くまちの実現	「Ⅲ－10 活力ある産業が芽吹くまちの実現」(P.81～)では、産業を支えている多くの中小零細業者に対する支援を強化してこそその産業振興であり、創業など新たな事業者への支援と同時にこれまで頑張ってきた既存の事業者が事業継続できるための支援が必要です。よって、新たに「中小企業支援」の項を追加し、「・中小企業で働く人々や後継者の育成を支援します。」「・業態変更を支援します。」とすることを提案します。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	新宿区は、全体の8割以上が中小・零細企業であり、支援の対象はご意見のとおり中小零細事業者が中心です。また、施策の方向性として、事業継続や事業承継の支援、業態変更など事業革新への支援、人材確保支援など、ご意見の趣旨と同様の取組を進めていく考えです。 事業革新や新たな価値創造に向けた経営基盤の強化や人材育成の取組を支援するとともに、連携・交流の場を提供し、企業相互のネットワーク形成を図ることで、新たな事業展開につなげる中で、区内企業の後継者育成や業態変更を支援していきます。
197	Ⅲ	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	10 活力ある産業が芽吹くまちの実現	地域内での産業の多様化は街の破壊に通じます。制約が必要です。大学もこれ以上増やす必要はありません。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 産業の多様性は、新宿区の強みのひとつであると捉えており、今後も創業支援や事業革新支援などを通して新宿区の産業の活性化に取り組んでいきます。 また、まちづくりにおいて大学との連携は重要であると考えています。
198	Ⅲ	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	11 魅力ある商店街の活性化に向けた支援	Ⅲ-11 魅力ある商店街の活性化に向けた支援 は止めるべきである。 区内にある100以上あると言われる商店街の内、70～80箇所を見て廻り、その多くに個性的で古風で洒落た、日本の街並みに合わない街灯が設置されていたが、商店街としては機能していないと感じた。毎日の食料品の買い物は大手スーパー、生協、コンビニがほとんどで、個人商店は数が少なく、商品の種類、管理の面からは私は敬遠している状態が続いている。 高齢者が買い物不便、難民になる地域があり、公衆浴場がない地域が存在するので、その対策は町会単位(?)で考えることで、市場規模、売上が小さいので商店街全体を活性化するのは無理である。 線的是商店街ではなく、面的な地域を住みやすくする町会サイズ(住民 3000人程度?)のエリア戦略、地域包括ケアを考える必要がある。 商店街支援と言うが、商店街オーナーの賃料維持施策ではなのか。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 商店街は地域における消費活動を支える場であり、地域コミュニティ及び安全安心の担い手の1つとして捉えています。このため、引き続き、魅力と活力ある商店街となるよう支援を進めていきます。 なお、高齢者が要支援・要介護状態等に陥ることにより買い物が不便になる等の状況が生まれることはあると考えています。買い物以外の需要も含め、高齢者にどのような生活支援が必要なのかについては、区民や関係機関で構成する「新宿区生活支援体制整備協議会」において、検討を進めています。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
199	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	11 魅力ある商店街の活性化に向けた支援	商店街灯の助成は止めるべきである。 少し前のデータだが、商店街路灯の実績報告書(2014/11/17～2016/3/2/)によれば、各商店街は好きなデザインの街路灯を立てている。最も高価な街路灯は1基当たり285万円かかり、その助成金は216万円(75.6%)である。 街路灯には有線放送のスピーカが内蔵しているものがあり、都条例の規制に違反した間隔でスピーカが設置され、運用がされ、騒音公害である。また、フラッグ広告は商店街の広告としては不適切なもの、不快なもの(個人的な印象?)もある。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 商店街路灯は、商店街のにぎわい創出に資するとともに、安全安心の側面から街を照らす大切な機能も担っています。このため、引き続き、商店街路灯の建替えやLEDランプ交換に対する支援を進めていきます。
200	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	11 魅力ある商店街の活性化に向けた支援	「Ⅲ-11 魅力ある商店街の活性化に向けた支援」(P.83～)では、商店会への支援と同時に個店への支援が不可欠ですが、その事を更に具体的に示すため、「・個店が輝くよう、リニューアル助成やアドバイザー派遣の強化で支援を行います。」「人々が安心して集えるよう駐輪場の設置や住宅街と商店を結ぶコミュニティバスを走らせます。」「・区内商店を紹介する『新宿ルーペ』を充実するため支援を強化します。」「・商店会への加入促進を更に強力に支援します。」という項目を加えることを提案します。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 商店街の事業については、各商店街独自に企画する事業に対し、補助を行っています。今後も、各商店街のニーズを踏まえながら、商店街の活性化に向けて支援していきます。 商店街等への駐輪場の設置については、商店会や店舗に、敷地内への自転車の駐輪をお願いしており、商業施設等には、駐輪場の設置をお願いしています。 また、区内では概ね10分程度歩けば最寄駅の駅やバス停に到着できるため、新たにコミュニティバスを運行することは考えていませんが、今後バスの需要が増大した場合は、バス事業者へ運行ルートの検討などを働きかけていきたいと考えています。
201	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	11 魅力ある商店街の活性化に向けた支援	人口減少社会においては、メリハリのある市街地の形成が必要です。落合地区であれば、大江戸線の開通により、交通の結節点ができ、その周辺に業務・商業施設や各種交流施設ができました。結節点と周辺地間に役割分担による新たなまちづくりが可能になりました。時間をかけて街の更新・再生を進めましょう。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 今後も、地元の皆様と意見交換をしながら、まちづくりに取り組むとともに、魅力ある商店街づくりに取り組んでいきます。
202	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	12 まちの歴史や記憶文化芸術など多様な魅力による賑わいの創造※	「Ⅲ-12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造」(P.85～)には、以下の項目を加えることを提案します。 文化歴史資源の活用と情報発信→「・文化歴史資源を巡るまち歩きを推進するため、『文化人マップ』の種類を増やし、ガイドの育成・活用をさらに進めて、新宿の土地の記憶、文化を広めます。」	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 貴重な文化・歴史資源を継承・発展・発信することにより区民のまちへの愛着と誇りを育み、多くの人が繰り返し訪れたいくなるまちづくりを進めていきますので、ガイドの育成・活用について今後の取組の参考とします。
203	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	12 まちの歴史や記憶文化芸術など多様な魅力による賑わいの創造※	「Ⅲ-12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造」(P.85～)には、以下の項目を加えることを提案します。 文化の創造と発信→「・博物館、記念館などを盛り上げ、多くの方が来館されるよう魅力あふれる施設づくりを進めます。」	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の内容に含まれています。 施策の方向性の文化歴史資源の活用と情報発信に記載の「既存の文化歴史施設を地域の歴史や文化の情報発信の拠点として、区民をはじめ来街者や文学・歴史ファン等の様々な人々が集い、交流する機会を提供します。」にご意見の趣旨は含まれています。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
204	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	13 国際観光都市・新宿としての魅力の向上	基本計画の前提 計画の背後には、経済成長を続ける必要があるという考え方があり、訪日客を増やす為の観光推進が必要と区長も明言している。経済成長をする為に環境劣化を受入れることを求めている。 経済成長施策 新宿区の経済規模、それに占める観光の割合、観光推進計画の施策に要する予算、その経済効果の見積試算を求める。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 新宿区の持続的な発展のためには、国際観光都市としての強みを活かし、訪日客を増加させ、地域経済を活性化することは重要であると考えています。一方、環境保全や生活環境の向上にも努めていきます。 直近の平成26年経済センサス基礎調査確報集計では、未回答の事業所があるため実態との乖離はありますが、区内の事業所における売上(収入)金額合計は、約11兆7,973億円となっています。一方、東京都観光客数等実態調査では、平成28年の訪日客の都内観光消費額は、約1兆880億円と推計されていますが、消費地の区別がないため、区内の消費額の推計は困難な状況です。 なお、「Ⅲ-13 国際観光都市・新宿としての魅力の向上」に係る第一次実行計画の事業費は、素案の段階で334,821千円となっており、各事業を着実に推進することで、国際観光都市としての魅力とブランド力のさらなる向上に取り組んでいきます。
205	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	13 国際観光都市・新宿としての魅力の向上	「Ⅲ-13国際観光都市・新宿としての魅力の向上」では、増え続ける外国人観光客が地域住民の生活環境に与える影響についても対応する必要があると考えます。また、観光案内所は利用が激増している状況を考えれば、機能の拡充だけでなく、観光案内所の設置を増やすことが必要です。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 外国人観光客が地域住民の生活環境に与える影響については、状況を的確に把握し、庁内関係各課が連携して適切な対応を検討いたします。 また、観光案内所については、人が集まる駅周辺など機能を発揮できる適切な設置場所がないなどの課題があることから、地域や観光関連団体等と連携しながら観光案内機能の強化を図ります。
206	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	13 国際観光都市・新宿としての魅力の向上	基本計画素案P87について、国際観光都市を目指すのであれば、それを達成するための計画があつてしかるべきです。 早期の作成を要望し、進捗管理を行うべきと考えます。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 基本計画素案に掲げる個別施策Ⅲ-13「国際観光都市・新宿としての魅力の向上」を実現するための事業を、第一次実行計画(素案)P88からP91に掲載しています。各事業を計画的に推進するとともに、適切に進捗管理を行うことで、国際観光都市としての魅力とブランド力のさらなる向上に取り組んでいきます。
207	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	(素案)P89 1. めざすまちの姿・状態のところにある「ライフステージ等」には「ライフステージ※等」にした方がよい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「ライフステージ」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。
208	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	(素案) P90 3. 施策の方向性のスポーツ環境の整備のところにある「ライフステージ等」には「ライフステージ※等」にした方がよい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「ライフステージ」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
209	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	(素案)P90 5関連する個別計画のところに、上で「中央図書館の再構築の検討」と掲載しているのだから「新宿中央図書館基本計画」を追加した方がよい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 個別計画の記載については、本個別施策の分野全般に関わるような計画を、適宜「主な個別計画」として掲載しており、全ての計画(ガイドライン、プラン、ビジョン、指針、マニュアル等を含む)を対象とするものではありません。
210	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	新宿区は街路灯だけでなく、公共施設の照明もLED化を進めているが、眩しさ対策に関する文書を情報公開請求したが、関連する文書は存在しなかった。 新宿スポーツセンターのプールでは、天井にあった水銀灯から壁の低い位置にLED照明を取り付けたこと、濡れた床面の鏡面反射もあり、LED照明の眩しさが一層ひどく感じられる空間になっている。照明が眼に入ると残像が残る状態である。眩しさの為と思われるが、管理者は夜間も設置したLED照明を1つ置きに点灯している。LED照明が直接眼に入らない様な取付の配慮、工夫が必要である。	D 今後の取組とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区は環境への負荷を軽減するために照明器具のLED化を進めています、設置に際しては取り付けの配慮・工夫をしています。
211	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	中央図書館について、新宿区行政にとって施策を進める上で基本計画、実行計画に書き込むことは非常に重要なことである。第一次実行計画(素案)では、計画事業「新中央図書館等の建設」となり、15年程前の中央図書館長の願いが実現した。 新しい図書館は魅力的だが、15年前の話では35億円位かかる。私は福祉施設の建設を優先すべきと考えている。「戸山いつきの社」の小規模多機能と通所デイは戸山ハイツの4号棟の1階部分を改修している。現在の中央図書館も戸山中学校の校舎を利用している。 早稲田大学の図書館は専門的で、規模も大きく、貴重な文献が管理され、火災のリスクを考えて入室管理がされている。それに対して、区立図書館は区民のための地域図書館で、ほとんどの本は消耗品として扱われる。したがって、早稲田大学は新宿区の中央図書館との連携を考えているのではなく、理工学部のある戸山中学の跡地を利用することに関心があるだけと推定される。 新宿区にとっても土地は貴重で、新宿区に必要な施設を建設することを希望する。早稲田大学との合築には図書館機能の強化、増強はないので、合築には反対である。大人が利用しやすい図書館システムを作る為と、図書館の暴走を抑える為に、図書館管理を教育委員会から区長部局へ移管することを求める。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 新中央図書館の建設に当たっては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催と、その後の社会経済状況も見据え、早稲田大学から提案のあった研究、教育施設との合築等についても、引き続き検討を進めていきます。 また、区立図書館の所管を区長部局に移管することについては、現在、その予定はありませんが、新たな教育委員会制度のもと、総合教育会議等の機会を通じて、区長部局と教育委員会との一層の連携を図っていきます。区立図書館は区立学校との連携等も重要であることから、当分の間、教育委員会の所管としていきます。
212	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	「Ⅲ-14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」(P.89～)では、生涯学習とスポーツについて示す個別施策なのに、生涯学習館についての記述が一切ありません。生涯学習館を生涯学習の拠点として位置付けるべきです。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 個別施策Ⅲ-14「生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」の中に、「生涯学習の推進」についての現状と課題、施策の方向性について記載を設けます。

No.	基本政策		個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
213	Ⅲ	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	「Ⅲ-14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」(P.89～)では、「図書館サービスの充実」はサービスだけでなくハード面の充実も必要なので、「図書館の充実」に変更し、「中央図書館を再構築し、機能を強化します。」「地域図書館の充実を行います。」としてください。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 素案では幅広い利用者ニーズに応えるよう図書館サービスを図るとしており、中央図書館と地域図書館でサービスの充実に取り組みます。 なお、新中央図書館の建設については、実行計画に位置付けられています。
214	Ⅲ	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	「Ⅲ-14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」(P.89～)では、「スポーツ環境の整備」の項には生涯学習の事も含まれているので、「生涯学習・スポーツ環境の充実」に変更し、「区民一人ひとりが気軽に多様な学習やスポーツができるよう、生涯学習館や社会教育会館、地域センター、スポーツセンターなどの施設を整備充実します。」「スポーツ及び文化等の指導者の育成、活用を促進します。」「障害があっても、高齢になっても利用できるよう施設を整備充実します。」「小中学校での各種スポーツの指導を充実します。」「中学校の部活動に、専門の指導員を常時配置し、教師負担の軽減と指導の充実を支援します。」「誰もが気軽に学習やスポーツができるよう、利用料は極力引き下げ、とりわけ障害者・高齢者には減免制度を拡大します。」「社会教育活動の拠点としての生涯学習館で、区としても講座などを実施し利用を促進します。」「野球やサッカーができるグラウンドを増設します。」としてください。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 スポーツ環境を整備し、ライフステージ等に応じた場や機会を提供し、誰もが気軽にスポーツや学習に取り組み、楽しめる環境づくりを進めていくこととしています。 なお、個別施策Ⅲ-14「生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」の中に、「生涯学習の推進」についての現状と課題、施策の方向性について記載を設けます。 小・中学校の授業で行う運動については、児童・生徒の発達段階に合わせて、スポーツを簡易化した運動を取り扱うよう、国から示されています。その中で、指導の充実が図られるよう、参考資料の提供や研修会の実施を行っています。 また、教育委員会では、生徒の部活動を支えるとともに、教員の負担軽減を図るため、区立中学校に123ある部活動のうち、各校から指導員の派遣要請のあった54のすべての部活動について、新宿未来創造財団の人材バンク登録者等の外部指導員を配置しています。今後、スポーツ庁や東京都教育委員会が策定するガイドライン等を踏まえ、部活動を支える環境の整備について検討を進めていきます。
215	Ⅲ	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	「Ⅲ-14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」(P.89～)について 戸山公園箱根山地区多目的運動広場については、「これまで通り区民が優先的に利用できる運動場として整備するよう、都に積極的に要請し実現していきます。」としてください。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区はこれまでの都に対して、区民が優先的に利用でき、多種目・多目的に使用できる総合的な多目的運動場としての整備について協議しています。今後も、その方向性で協議を進めていきます。
216	Ⅲ	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	基本計画素案P89の施策の中に図書館サービスの充実以外の「生涯にわたる学習」の施策を示して下さい。 未来創造財団等での生涯学習の充実等の施策も考慮願います。新宿区は、生涯学習に熱意が感じられません。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 個別施策Ⅲ-14「生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」の中に、「生涯学習の推進」についての現状と課題、施策の方向性について記載を設けます。
217	Ⅲ	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	15 多文化共生のまちづくりの推進	(素案)P114個別施策Ⅲ-15多文化共生のまちづくりの推進において個別施策と指標名、指標の定義、指標の選定理由の4か所のところにある「多文化共生」に※印がない。極力、「区民にとって分かりやすい」方がよい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「多文化共生」については、用語集に説明があることから「※」印を表示することとします。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
218	Ⅲ賑わい都市・新宿の創造	15 多文化共生のまちづくりの推進	「Ⅲ－15 多文化共生のまちづくりの推進」(P.91～)では、多様性を認め合うダイバーシティの考え方が重要であり、共に地域で暮らす仲間として区政参加を促進していくことが必要と考え、「人口の1割以上を占める外国人が区民として区政に参画するため、各種審議会における外国人の参加を促進します。」「外国人を含む区民が区の施策に参画できるような住民参加条例をつくります。」「外国にルーツをもつ子どもを支援する体制を強化します。」「ヘイトスピーチ規制条例を制定します。」を加えることを提案します。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 外国人の区政参画は、新宿区多文化共生まちづくり会議の運営において促進しています。 外国にルーツを持つ子どものサポートは、日本語学習への支援事業や、学校現場における日本語サポート指導、進学支援等、きめ細かな対応を行っています。 ヘイトスピーチ規制条例の制定については、現時点では行う予定はありませんが、基本的施策についての国の方針や、大阪市・川崎市などの他自治体の取組みについて引き続き動向を注視し、情報収集を行ってまいります。
219	Ⅲ賑わい都市・新宿の創造	16 平和都市の推進	「Ⅲ－16 平和都市の推進」(P.93～)では、平和都市宣言の趣旨に則り、新たな国際情勢も踏まえて、「国連加盟122カ国が核兵器禁止条約を批准したことを受け、平和首長会議が提起した、『核兵器禁止条約の早期締結を求める署名』をすすめます。」「(仮称)平和推進条例」をつくります。」「平和教育を推進します。」を加えることを提案します。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 「新宿区平和都市宣言」は、すべての国の核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を希求したものであり、今後も引き続きこの主旨に基づいて、平和都市の推進に向けた事業を進めていきます。「核兵器禁止条約の早期締結を求める署名」については、区事業としてではなく、区も加盟する平和首長会議全体の取組として扱い、進めています。また、「(仮称)平和推進条例」を策定する予定はありませんが、今後も、区民の皆さんの平和意識を高めるため、平和教育の推進も含めた平和啓発事業に取り組んでいきたいと考えています。
220	Ⅳ健全な区財政の確立	1 効果的・効率的な行政運営	・区行政の効率の悪さ、改善が必要、ICTの徹底的活用が必須 ex) 業務プロセスの分析からやる必要あり。紙の作業が多い。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図るため、行政評価を実施しています。 評価を事務事業の見直しや予算編成作業に連動させるなどPDCAサイクルのもと効果的、効率的な区政運営に取り組んでいます。 また、区におけるICTの導入・活用の際には、情報化統括管理者である副区長のもと、情報化戦略本部会議を組織し、区民や地域のニーズの把握、現行業務の再検証及び改善、新たに必要となるシステムや経費等を十分に精査し、サービス向上、費用対効果を含めた総合的な評価を行い、業務の合理化・高度化を図っています。
221	Ⅳ健全な区財政の確立	1 効果的・効率的な行政運営	(素案)P96 5.関連する個別計画のところに、上で「職員の定員適正化に取り組む」と掲載しているのだから「定員適正化計画」を追加した方がよい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 個別計画の記載については、本個別施策の分野全般に関わるような計画を、適宜「主な個別計画」として掲載しており、全ての計画(ガイドライン、プラン、ビジョン、指針、マニュアル等を含む)を対象とするものではありません。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
222	IV 健全な区財政の確立	1 効果的・効率的な行政運営	新宿区は2015年10月1日～2016年3月31日までの半年間、新宿スポーツセンターを休館して、新宿スポーツセンターの改修工事を行った。 工事の発注方法が悪く、その結果、工事の質も低下した。 ・吊り天井が撤去され反響がひどくなった。このプールでの競技会の開催は困難で、オリンピック等の練習場としても使えない。大震災の避難場所に備えて、何らかの対策が必要である。 ・高い天井の位置(吊り天井高さ7m)からプールサイドの壁(高さ4m～6m)に光源を移動し(利用者に近い)たので、光源は眩しくなった。それまでの水銀灯などと比べて新しいLED光源は眩しい。プールサイドの壁に照明があるので、水泳中(息継ぎ時)に光源が直接目に入り残像が残る様になった。 施設課は限られた人数で、多くの工事を抱え、その業務に追われている。分離発注の原則、公共事業者としてのチェック項目の増大などで忙しく、快適な環境、空間の創造に対して注意を向ける余裕がない様に見受けられる。図面偏重の工事仕様書を文書を主にした仕様書にする、設計委託の利用を進める等の、工事の特殊性を理解した、工事発注方法の改革が必要である。 区の発注業務は単なる買い物である。健全な区財政の確立には、区職員は勉強しなければならないが、時間がない。個別施策V-2職員の能力開発、意識改革の推進が必要である。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区は環境への負荷を軽減するために照明器具のLED化を進めていますが、設置に際しては取り付けの配慮・工夫を行っていきます。 効果的・効率的な区政運営を行うためには、職員一人一人が持てる能力を最大限に発揮し、区財政の状況や政策課題を見極めながら財政運営に取り組む必要があります。今後ともこうした能力や意識を涵養するために、引き続き様々な能力開発、意識改革のための研修等を実施していきます。
223	IV 健全な区財政の確立	1 効果的・効率的な行政運営	基本政策 IV 健全な区財政の確立(p.95～)について 「IV-1 効果的・効率的な行政運営」(P.95)の「目指すまちの姿・状態」にある民間活力の活用は、これまでも充分すぎるほど実行されてきた結果、サービスの質やコンプライアンスという点で様々な問題点も明らかになってきており、検証と見直しこそ必要です。よって、それに関する施策の方向性は削除を求めます。また、施策の方向性は指定管理者制度等による民間活力の活用の項を「公共サービスの質の低下につながる安易な民間活力の導入は行いません。」に入れ替えます。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、民間の創意工夫やノウハウ、柔軟性をいかして、より効果的・効率的に公共サービスを提供するため、指定管理者制度の導入などにより、民間活力の活用を進めています。なお、指定管理者制度導入施設については、毎年度、事業報告書や事業評価により、公共サービスの提供や管理運営の状況を確認しながら、適切に指導・監督しています。 今後も、質の高い行政サービスを提供していくため、民間活力の活用を進めていきます。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
224	IV 健全な区財政の確立	1 効果的・効率的な行財政運営	基本政策 IV 健全な区財政の確立(p.95～)について 「IV-1 効果的・効率的な行財政運営」(P.95) 効果的・効率的な区政運営に向けた取組の項の全施策を「区財政の健全化のため、都区財政調整制度(法人住民税の一部国税化を止めさせ)の改革、都市計画税など税の自主財源化を区民とともに進めます。」に入れ替えます。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 法人住民税の一部国税化は、区として特別区長会を通じ、国に対し早期に見直すこと、また、地方財政に影響を与える税制改正を行う場合、国の責任において確実な代替財源を確保すること等を、要望として内閣府等に強く申し入れを行っています。 また、都市計画税は、本来、基礎自治体の行う都市計画事業に充当するための市町村目的税です。特別区の区域においては、都が賦課徴収し、その一定割合を都市計画交付金として交付していますが、その規模が事業実績に基づいた割合となっていない等の課題も多いことから、特別区長会は、都に対し交付金総額の拡大を図るなど抜本的な見直しを行うことを要望しています。
225	IV 健全な区財政の確立	1 効果的・効率的な行財政運営	基本政策 IV 健全な区財政の確立(p.95～)について 「IV-1 効果的・効率的な行財政運営」(P.95) 効果的・効率的な区政運営に向けた取組の項の全施策を「区民に更なる負担を押し付ける受益者負担や徴税の強化は行いません。」に入れ替えます。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 公共サービスの提供に必要な経費は、区民の納める税金等によって、区民全体で負担しています。公共施設やサービスを利用して利益を受ける区民(受益者)と利用しない区民との負担の公平性を確保するためには、施設やサービスの利用に対し応分の負担を求める必要があります。 このような考え方に基づき、受益者負担の適正化を図っていきます。
226	IV 健全な区財政の確立	1 効果的・効率的な行財政運営	基本政策 IV 健全な区財政の確立(p.95～)について 「IV-1 効果的・効率的な行財政運営」(P.95～) 透明性の高い区政運営の項を「区政の透明性を確保し、情報を区民と共有するため区の情報公開を推進します。」に入れ替えます。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 素案の施策の方向性では、区民が知りたい情報をより早く提供できるよう、効果的な区政情報の提供や公開に取り組むこととしています。
227	IV 健全な区財政の確立	1 効果的・効率的な行財政運営	基本計画素案P96の効果的・効率的な区政運営に向けた取組に「効果的な広報の検討」を加えて頂きたい。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見は、素案の内容に含まれています。 「個別施策IV-1 効果的・効率的な行財政運営」では、区民が知りたい情報をより早く提供できるよう、効果的な区政情報の提供や公開に取り組むとしています。
228	IV 健全な区財政の確立	1 効果的・効率的な行財政運営	基本計画素案P96について、情報化戦略以外、行財政改革計画を策定すべきです。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 基本計画は、施策の方向性を示した行財政運営の指針であり、行財政改革計画の性質も合わせ持つものです。行財政改革の内容としては、基本政策IV「健全な区財政の確立」、基本政策V「好感度1番の区役所」において示しています。また、その具体的な取組については、第一次実行計画に示しています。 したがって、基本計画及び第一次実行計画とは別に、行財政改革計画を策定する考えはありません。

No.	基本政策		個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
229	IV	IV健全な区財政の確立	2	公共施設マネジメントの強化	B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ
				P.97 IV-2公共施設マネジメントの強化 3.施策の方向性 資産(建築物)の長寿命化 上から2つ目の「・」に下記文章を挿入して欲しい。 また、長寿命化を図る改修工法は、毎年の維持管理コストや修繕サイクルの延長など長期の維持管理費の総計が縮減される方法を優先的に選択していきます。		ご意見の趣旨は、素案の内容に含まれています。 公共施設の長寿命化に適切に取り組めます。
230	IV	IV健全な区財政の確立	2	公共施設マネジメントの強化	E	意見として伺う
				新宿基本計画97P「個別施策IV-2公共施設マネジメントの強化」3.施策の方向性 資産(建築物)の長寿命化で改修・改築設計時に建築物の長寿命化を具体的に検討ができるよう下記の文章の追加を提案いたします。 ・公共施設の新築・改築および改修時には、より長寿命に効果がある工法(外断熱工法など)を十分に検討したうえで施工していきます。		ご意見として伺います。 区施設の半数以上が築年数30年以上と老朽化した施設が増加していく中、継続的な区民サービスを提供できるよう、建物の長寿命化対策が必要不可欠です。 今後、予防保全工事に多額の経費がかかることが見込まれることから、区の財政状況を踏まえ、工事費の縮減や平準化を推進する必要があります。 今後、予防保全工事を計画していく中で、工法等についてもさまざまな手法を検討していきます。
231	IV	IV健全な区財政の確立	2	公共施設マネジメントの強化	E	意見として伺う
				「IV-2 公共施設マネジメントの強化」(P.97)については、全国的な人口減少と財政難を理由に国・総務省が押し付け新宿区も策定した「公共施設等総合管理計画」で区有施設の総延べ床面積22%削減を打ち出しましたが、人口増と健全財政の新宿区の現状に見合った公共施設のマネジメントに切り替える必要があり、「公共施設等総合管理計画」は廃止することを求めます。		ご意見として伺います。 公共施設マネジメントに適切に取り組めます。
232	V	V好感度1番の区役所	1	行政サービスの充実	C	意見の趣旨に沿って計画を推進する
				・基本である区と区民の関係の再構築が必須である。(正確な実態も十分にわからない) 区情報のアウトバンドの区民への到達率が不明、区長選の投票率の低下(25%)、町会加入率の低下(40%代)、町会単位のデータが本庁ですぐに出ない。		ご意見をまえて計画を推進します。 区では、区民の区政参加の促進や意見を把握するため、審議会等への区民委員の登用、協働事業、区民討議会、パブリック・コメント制度や区民意見システムなど、様々な取組を行っています。 また、区政の情報発信については、区広報紙やホームページなどのほか、ツイッター等のSNSを活用するなど、引き続き推進していきます。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
233	V 好感度1番の区役所	1 行政サービスの充実	・区民への情報提供サービスをワンストップでやれるようにする。 ex) 区が先行して、お金関連の情報など一元的に区民へ提供するシステムに変更する	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区政情報は、広報しんじゅく、SNS、区ホームページで情報発信しています。現在でもホームページでは「くらしのできごと」「手続き」などのカテゴリごとに掲載しているほか、スマートフォン・タブレット端末用アプリではイベント情報や「子ども」「健康」など希望する分野の情報を登録者へ通知しています。 今後も、知りたい情報がその場ですぐに手に届く環境、情報発信手段を研究していきます。 また、マイナンバー制度の施行により、マイナポータルやマイナンバーカードを活用することで、行政サービスの検索、電子申請、自己情報の表示、プッシュ型のお知らせ・アンケートなど、様々なサービスがワンストップで利用可能となります。 区では、これらの仕組みを積極的に有効活用し、区民の皆様の利便性向上に繋げていきます。
234	V 好感度1番の区役所	1 行政サービスの充実	基本政策 V 好感度1番の区役所 (p.98～)について 「V-1 行政サービスの向上」(P.98)の1つとして掲げているマイナンバーは、個人情報保護の観点や費用対効果の面からも問題が多すぎるため、マイナンバーに関する記述は削除を求めます。また、窓口対応について素案では時間延長や効率だけを述べていますが、区民が求めているのは「区民に寄り添った窓口対応」であり、その事を明確にすべきです。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 窓口サービスについては、接遇研修等により案内等の質の向上を図るとともに、区民の多様なライフスタイルに対応したサービスの充実をめざしています。
235	V 好感度1番の区役所	1 行政サービスの充実	基本計画素案P98について、公表するオープンデータの計画はありますか。現在HPのオープンデータの内容は、陳腐です。 公表するオープンデータを系統立てて計画される事を要望します。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 平成28年12月の「官民データ活用推進基本法」の成立を受け、「官民データ活用推進計画」の策定が、都道府県では義務付けられ、区市町村では努力義務とされました。 一方、新宿区においては、平成28年7月に「新宿区オープンデータの推進に関する指針」を定め、オープンデータ推進に関する具体的な取組の方向性として、積極的にオープンデータ化を推進する情報を系統立てて定義し、順次、オープンデータとして情報を公開しています。

No.	基本政策	個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
236	V	V 好感度1番の区役所 2	職員の能力開発意識改革の推進※ 新宿区職員の区内在住の割合は10%程度との説明が地区説明会であった。区内在住の割合を高める方法として、職員住宅を建設する方法は区職員と接する機会が少なくなるので、避け、家賃補助により区内に分散して混在するのが良い。 新宿区の住居手当は32歳以上の職員(子育て世代)では、月額家賃27000円以上負担する者に対して8300円で、国の支給限度27000円よりのがかなり低い。財政負担の上からは住居手当も通勤費も出所は同じで、合算した63300円を上限することができる。 さらに職員が区外に住むことにより、通勤に伴う疲労も少なくなり、仕事の効率も上がり、新宿区単独での実施が無理、23区勤務条件同一であれば、新宿区として提案することを願う。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 職員に対する住居手当のあり方は、特別区人事委員会勧告に基づく23区共通の勤務条件として妥当・公平な制度になっていると考えており、また住居手当は公務員給与決定に当たっての民間との給与較差の比較種目となっていることから、区として見直し提案をする考えはありません。 なお、区では職員住宅を整備する予定はありませんが、「職員防災住宅」を区内に4か所に設置・管理しており、入居職員全員を災害対策要員としているところです。
237	V	V 好感度1番の区役所 2	職員の能力開発意識改革の推進※ 「V-2 職員の能力開発、意識改革の推進」(P.99) 施策の方向性の部分でも、最初の施策「区民の目線から区民の課題と需要を把握し、区民の実情にあった政策を…」と変更します。 「区の実業を指定管理に委託したり、民間へ移行してきたことで職員のスキルを上げる機会が奪われているため、事業を実施している現場での実地研修を一定期間行うべきです。本来はそれぞれの事業について、区直営の現場を確保します。・人事考課制度は廃止します。」を追加します。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区民とともに地域の課題を共有し、解決策を立案・実行できる職員を育成しているとしています。 また、指定管理制度の導入や、民間委託化については、「個別施策IV-1 効果的・効率的な行財政運営」の取組の中で、適切に行うこととなります。 人事考課は、地方公務員法第6条、第23条及び第23条の2による人事評価制度として実施しており、廃止は考えていません。 なお、人事評価等の実施は、平成28年度の地方公務員法により任命権者に義務付けられています。
238	V	V 好感度1番の区役所 3	地方分権の推進 ・区単位の行政の独立した(区ごとの)施策の効率が限界に近づいており、23特別区を10程度の区へ広域化する検討を行う。(目標として記入する。) (区域を超える動きが多く、新宿区として独立の状況の把握が困難)	E 意見として伺う	ご意見として伺います。
239	V	V 好感度1番の区役所 3	地方分権の推進 「V-3 地方分権の推進」(P.100)について、素案では漠然とした表現になっているので、「・都区財政調整制度の改革や法人住民税の一部国税化を止めさせることを都や国に求め、都市計画税など税の自主財源化を区民とともに進めます。」など、具体的に示すよう求めます。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 法人住民税の一部国税化は、区として特別区長会を通じ、国に対し早期に見直すこと、また、地方財政に影響を与える税制改正を行う場合、国の責任において確実な代替財源を確保すること等を、要望として内閣府等に強く申し入れを行っています。 また、都市計画税は、本来、基礎自治体の行う都市計画事業に充当するための市町村目的税です。特別区の区域においては、都が賦課徴収し、その一定割合を都市計画交付金として交付していますが、その規模が事業実績に基づいた割合となっていない等の課題も多いことから、特別区長会は、都に対し交付金総額の拡大を図るなど抜本的な見直しを行うことを要望しています。

No.	基本政策		個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
240	V	V 好感度1番の区役所	3 地方分権の推進	「V-3 地方分権の推進」(P.100)について、素案では漠然とした表現になっているので、「国や東京都に対して、基礎自治体の主権を確立するため、区民の立場に立って働きかけます。」など、具体的に示すよう求めます。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見は、素案の内容に含まれています。 「個別施策V-3 地方分権の推進」では、地域の実情にあったサービスが一層展開できるよう、区民に最も身近な基礎自治体として、権能の拡充を推進していくとしています。区として主張すべきことは国や東京都に主張し、自治権の拡充に取り組んでいくこととなります。
241	9	その他		「子どもの安全」を第一に指導をしていたしていますが、地域の学童主催？のドッジボール大会のルールでは顔面に当ててもOKです。 子どもによっては頭や顔にあたっても嫌な思いをしたので参加をやめた方もいます。性善説でも事故につながったらアウトでしょ、ルールってそのためにあるのでは。怪我が重症化しやすい場所だから頭部より上はNGなのでは。そんなことも考えられない方々が学童の指導員なのでしょうか。この事実をご存知でしたか。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 日常遊びの中でも、ボール遊びをする際には、頭や顔をねらわないように指導しています。 また、子どもの安全を第一に考え、ドッジボールでは柔らかいボールを使用しています。 今後も事故の無いよう、指導に努めていきます。
242	9	その他		悪人になれ等言わない対応	E 意見として伺う	ご意見として伺います。
243	9	その他		参加者の中に若いお母さんがいらした事、又、その方々が、子育てにおける意見(学童クラブ、児童館等について)をしっかり述べ、それに対し吉住区長がいていねいに一つ一つお答え下さったことが印象的でした。帰りにそのお母さんとちょっと話をしたら、「他の場所では土曜日の午後2時からだったので、他のお母さん方も誘ってお話が聞けました。」次世代を担う子育ての方と、このような形で直接お話ができる機会を増やしていただけたら・・・と思いました。 まちづくり協議会のメンバーでもありますが、なかなか若い人は忙しく意見を伺えずにいますが、子育て中のお母さん方が、もっと、我が街を好きになってほしい思いを伝えてほしいと思います。	C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。 区では、区民とともに地域の課題を共有し、地域の実情に合ったまちづくりの推進をめざしています。そのことから、より多くの区民の声を政策立案に活かすため、様々な手法によりご意見を伺う機会を設けています。特に若い世代の区政への関心を高めるため、第一次実行計画では、「個別施策7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」の「計画事業41 若者の区政参加の促進」において、若者会議の開催や、若者意識調査を実施し、若者の意見を幅広く伺う機会を設けて参ります。また、子育てしやすいまちの実現に向けて、「個別施策4 安心できる子育て環境の整備」のなかで、幅広い施策による次世代育成支援を推進していきます。

No.	基本政策		個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
244	9	その他		住民一人一人の意見を今後十二分に反映させるためには、今までのような説明会のあり方、持ち方を含め根本的に見直しをしなければならない。もの言わぬ住民が多すぎる現状を見直すとともに、共に区政を担う区長以下職員も議論、討議に耐えるだけの研鑽を積むことも肝要であると思う。ものごとの「意思決定過程」を明確にし、積み重ねていくことが、計画の遂行にとって必須のものであることを実践されたい。(区民ともどもに)	D 今後の取組の参考とする	今後の取組の参考とします。
245	9	その他		新しい時代へ向かって、すべての施策を実りあるものにするためには、人づくりの環境が欠かせない。自ら考え、発言し、行動するためには、他者の意見に十分耳を傾け、議論を行ない、違いは違いとして明確にし、合意を求めていくよう住民、区議員等関係者の自己改革が求められていると思う。	D 今後の取組の参考とする	今後の取組の参考とします。 なお、人づくりの環境について、職員は「個別施策Ⅴ-2 職員の能力開発、意識改革の推進」で取り組んでいきます。
246	9	その他		全ての個別計画に関して、新宿区Web site: イベントカレンダーと各種審議会にリンクを張り、 ・レベル区分: 法定計画(国、都)、区条例計画、区内部検討 ・審議体制: 構成員名簿 ・公開／非公開 ・議事録、メモ ・地域説明会、パブコメの実施日程と予定を示すことを求める。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 区のホームページには、審議会の情報をまとめたページがありますが、イベントカレンダーに審議会の開催情報を確実に掲載し、審議会のページへのリンクができるよう、全庁への周知を徹底します。
247	9	その他		新宿区は約50の関連する個別計画の10年計画期間を揃えて、同期を取りながら進めようとしているが、 ・基本構想審議会は事務作業が追いつかず日程的に破綻した。 ・環境基本計画の策定日程は基本計画に先んじて行なわれるべきであるが、遅れている。 ・住宅マスタープランは地域説明会無しで、パブコメだけである。 よって、全ての10年計画の同期を取ることを止めることを求める。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。
248	9	その他		新宿区の最上位の基本計画の答申は実質的に作る学識経験者7名の内、1名だけが新宿区在住である。新宿区の基本計画を作る議論で、新宿区在住かどうかは大きな影響を与える可能性がある。審議会の学識経験者の多くが新宿区に在住していないことは、新宿区のことを、新宿区以外の論理で決められた恐れがある。 学識経験者に区内在住の条件を付けたら、一定の割合でと言う弱い制約でも、人選が困難になることを新宿区は恐れているのかもしれない。新宿区に住んでいる人の中から議員を選出しているのだから、学識経験者も同様の条件をつけることは可能である。 新宿区は今後とも学識経験者に区内在住の条件を付けず、委員の委嘱を続けたいと考えている。今後、「新宿区公共施設等総合管理計画策定にかかる有識者会議」のようなことは出来なくなることを新宿区は恐れているかもしれない。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 学識経験者からは専門性の高い知見からご意見をいただくのであり、新宿区在住を条件としておりません。

No.	基本政策		個別施策	意見要旨	対応	区の考え方
249	9	その他		私の近隣に10棟以上の室内に急な階段を有する3階建てミニハウスが建ちました。このような家が建つのは、地価の高騰が原因と言われます。広い土地に住宅が建てられるよう土地の価格を規制ください。路線価格の規制も大切です。家を建てれば住宅ローンで一生追いかけられ、これが老後問題として大きく財政に影響してくる筈です。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。

3 新宿区基本計画（素案）に関する

地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨

平成 29 年 8 月 25 日（金）から 9 月 8 日（金）にかけて、次のとおり、区内 10 か所の地域センターで開催した、新宿区基本計画（素案）に関する地域説明会における、質疑応答の要旨をまとめたものです。

なお、地域説明会は、「区長と話そう～しんじゅくトーク」のテーマとして、開催しました。

開催日時	会場	参加人数	意見数
平成 29 年 8 月 25 日(金) 午後 7 時～	若松地域センター	61	33 件
平成 29 年 8 月 26 日(土) 午後 3 時～	戸塚地域センター	54	
平成 29 年 8 月 28 日(月) 午後 7 時～	榎町地域センター	44	
平成 29 年 8 月 29 日(火) 午後 7 時～	落合第一地域センター	41	
平成 29 年 8 月 30 日(水) 午後 7 時～	角筈地域センター	27	
平成 29 年 8 月 31 日(木) 午後 7 時～	牛込簞笥地域センター	30	
平成 29 年 9 月 1 日(金) 午後 7 時～	落合第二地域センター	36	
平成 29 年 9 月 4 日(月) 午後 7 時～	柏木地域センター	42	
平成 29 年 9 月 6 日(水) 午後 7 時～	大久保地域センター	28	
平成 29 年 9 月 8 日(金) 午後 7 時～	四谷地域センター	60	
	合 計	423 人	

《記載内容は、以下の項目を設け整理しています。》

項 目	説 明
「基本政策」及び「個別施策」	ご意見をいただいた内容が、施策体系のどの分野に該当しているかを示しています。
「意見・質問要旨」	基本的には、発言のまま記載しましたが、内容が重複する部分などは要約している場合があります。
「回答要旨」	基本的には、発言のまま記載しました。 必要に応じて、回答した内容について、【補足】として、追記しています。

No.	基本政策		個別施策		意見・質問要旨	回答要旨
1	0	計画全般			基本計画について、29年2月13日に基本構想審議会から答申を受けた内容と、今回の素案は内容が違ふ。基本構想審議会から受けた答申は、骨子案のパブリック・コメントや審議会の意見が反映され答申されたものだが、素案で内容が変わっているのはなぜでしょうか。	平成29年2月に基本構想審議会から「基本計画に盛り込むべき施策のあり方」について答申を受けました。その後、パブリック・コメントや初夏に行った地域説明会での意見などを反映し、素案を作成した。その過程で、内容が修正等されたものもあります。 【補足】 平成29年度は、基本構想審議会から受けた答申を最大限尊重し基本計画の策定を進め、文言整理や時点修正を行うとともに、個別計画や指標、用語集の追加を行いました。また、基本計画の施策を具現化する第一次実行計画の策定も進めています。
2	0	計画全般			基本計画の個別施策ごとに個別計画が書いてあるが、書かれていない個別施策が5つぐらいある。事業展開していく上において、個別計画を別途策定していただきたい。	個別施策に個別計画の掲載がないものについては、別途回答します。 【補足】 基本計画には、当該個別施策に関連する主な個別計画等を掲載しています。
3	0	計画全般			前期の計画がどの程度進捗しているか、具体的な例がありましたら説明していただきたいと思います。	現在行っている前期の計画の達成率はかなり高いものになっていると思います。例えば、平成30年の4月1日にゼロをめざしている待機児解消対策については、160人を超えておりましたが、27名まで減少してきました。特別養護老人ホームについては、1,000人を超える待機者がいましたが、3年の中で新しい施設を設置することで減少してきました。緑被率に関しましては、残念ながら前回の調査ではやや減少していましたが、今後も従来の緑被率に戻るよう努力していきます。

No.	基本政策		個別施策		意見・質問要旨	回答要旨
4	0	計画全般			計画は区の各主管課の知恵を寄せ集めて作り上げたのか、それとも業者に委託しているのか、現実離れしていると思う。計画を達成するためにいくらの予算がかかるのでしょうか	F 基本計画は、基本構想審議会から昨年度答申をいただきまして、それをもとに新宿区で素案を作成し、本日お示ししています。それを実際に実現するための事業をまとめたものが第一次実行計画です。基本計画は10年間の計画で、その10年間で第一次実行計画3年、第二次実行計画3年、第三次実行計画4年の期間で計画を推進していく予定です。 今回、第一次実行計画(素案)をお示しいたしまして、事業費は3年間の合計で約418億円となっています。
5	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	1	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実	地域の公衆浴場がなくなっており、これからどんどんなくなっていく可能性もあります。お年寄りの方も結構住んでいて、お風呂がない方も結構いるので、公設民営で公衆浴場をつくっていただけたら新大久保のほうまで行く必要もなくなって、苦勞することもないと思います。	E 公衆浴場としっかり連携しながら、なるべく今あるものを残していきます。 公設民営のものについては、新宿区内は比較的、面積と人口の割には公衆浴場は残っているほうなのですが、やはり財政に余裕のある自治体のように自分たちでお金を投資して経営することは難しいと思っています。
6	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	3	障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備	私は一部障害があって、よく新宿区役所に行くのですが、耐震設計のときにスロープが1件増えるのかなと思ったら、全く同じように復元されてしまったので、地下から入るしかない。障害がある人もいない人も、ともに暮らせる新宿のまちというスローガンが、いつも白々しく聞こえて仕方がないと思っています。	D バリアフリーについては、既存の建物をバリアフリー化するということは限界がありますが、極力多くの方に利用しやすい状況はつくり出していきたいと考えておりますので、今後も何かの改修がある際には、どんな工夫ができるかしっかり考えて、その上で施工していきたいと考えております。

No.	基本政策		個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
7	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	8 地域の課題を共有しともに考え地域の実情に合ったまちづくりの推進	基本計画素案P35「自治のまちの推進」に関する記述の一番最後に「自治基本条例の認知度を高めていく取組が必要です」と書いてあるが、計画事業としての記述がない。自治基本条例の25条にも4年を超えない範囲で検証をすることになっているが、その検証はどのように進めていくのか。また、まだつくられていない住民投票条例、地域自治組織についても考えをお聞かせいただきたい。	F 町会や地区協議会とは異なる地域自治組織を立ち上げるということになると、大きな議論になってくると思います。現在は、その結論を出せるほど成熟した意見が出そろっていない段階であり、今決めていくことは困難ではないかと思っています。 住民投票条例についても、どのようなことを住民投票によって決めるのか、いろいろな議論が出てくると思います。まだ意見の集約ができる段階ではないと考えていますので、現状で、住民投票条例を提案していく予定はありません。 【補足】 自治基本条例については計画事業でなく経常事業で取組みます。また、条例の検証方法については今後検討していきます。
8	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	8 地域の課題を共有しともに考え地域の実情に合ったまちづくりの推進	地区協議会に対する新宿区の支援制度の変更について、基本構想では非常に重視している記載がありますが、この基本計画の素案には、財政的な支援の見直しをするというようなニュアンスのところに一度言葉が出てくるだけで、第一次実行計画では一言も「地区協議会」という言葉がありません。財政的な補助制度が変更され、人的支援としての事務局機能もなくなれば、地区協議会の存続は非常に難しいのではないかと心配しています。今後の地区協議会の位置づけ、区との関係をどうお考えになっているかご説明をお願いします。昨年二度、要望書を出しましたので、今までの要望書を見ていただいて、後日正式に文書でご回答を出していただければ大変ありがたいです。	F 回答が遅れている文書でのご意見に対しまして、早急に回答が出せるようにさせていただきたいと思っています。 地域によって活動されているテーマは違うのですが、地区協議会それぞれの中でかなりの実績を上げていただいています。 また、区内には様々な地域団体がありますので、できる限り広く支援の手をのばしていくためのコミュニティ推進員という存在にしていきたいと考えています。地区協議会10地区ございますが、各地区の皆様とも様々な協議をさせていただきながら、最終的な仕組みにしていきたいと思っています。

No.	基本政策		個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
9	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	8 地域の課題を共有しともに考え地域の実情に合ったまちづくりの推進	答申の「参画」を、素案では全部「参加」に変えているのですが、行政との関連は「参加と協働」になっているのですが、「協働」とくると、この2つは「参画」にしたほうがまともではないかなという意見です。	「参加」と「参画」の違いというのは確かに語感の違いというのはございますが、どちらがふさわしいのかも含めまして、ご指摘をいただいたということを踏まえて検討した上で、最終案をつくらせていただければと思います。 【補足】 平成28年度の基本構想審議会では、「参加」と「参画」のどちらで表記を統一するか議論がありました。審議会では「男女共同参画」について「参画」とし、その他を「参加」とすることといたしました。区では、この答申を踏まえて「男女共同参画」「女性の参画」と表記し、その他については「参加」としています。
10	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	8 地域の課題を共有しともに考え地域の実情に合ったまちづくりの推進	自治基本条例の位置づけは最高規範性としてうたっておりますから、あらゆる計画もその中の文言の範疇に入ると思ひまして、計画の体系図で新宿区総合計画の上に、自治基本条例という文言を表現するのが、条例の区民認知のためにも適当かと思ひます。 自治基本条例の25条では4年以内に検証するとなっておりますので、第1回の検証会議というものは行われましたが、文言整理など新たに条文についても、証左すべき問題ではないかなという気がしております。	自治基本条例を上冠するかどうかについては、計画と条例というの少し概念が異なっています。また、条例の周知については毎年の自治フォーラム等々を通じまして、今後も取り組んでいきたいと思ひます。 自治基本条例を検証することについて、条文の見直し等については、実際にはその議決権は議会のほうにございます。法律的には条例というものは議会の議決を経なくてはなりませんので、私ども執行側のほうが行政として決めるということもできない性質のものでございます。どういう議論の仕方がいいのかということも含めて、住民とのお話し合いの中で意見をいただいたことを、お伝えさせていただきたいと思ひます。

No.	基本政策		個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
11	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	8 地域の課題を共有しともに考え地域の実情に合ったまちづくりの推進	地区協議会が10年たって、来年から新しい助成制度ということで、1つの民間団体になるという話なのですが、その理由づけとして、自治基本条例で定める地域自治組織に地区協議会がなかったから、そうなったという話がありました。自治組織って、要するにどういう組織なのかというところがちゃんと描かれていたら教えていただきたい。	地域自治組織という地方自治法に定められている組織というのが市町村合併によって複数の自治体が1つになった場合に、もとの自治体の区域に対して地域自治組織として設定してきたという全国の事例があります。新宿という限定された区域の中で、既に10カ所の地域に分け、そこで地区協議会や地域センターの管理運営委員会、あるいは町会連合会があり、この地域を包括する団体がたくさんある状況です。それら全てが平等に支援を受けながら一緒に頑張れる、それぞれの役割、特色、長所などをいかに伸ばしていくかというのがこれからの地域自治で私たちがめざすべきと考えています。 また、補助金のあり方の検討は地域自治組織に定められていないからということではなく、以前から外部評価委員や監査委員から、他の団体との差について指摘があり、今回見直しの作業に入ったということです。
12	I	I 暮らしやすさ1番の新宿	8 地域の課題を共有しともに考え地域の実情に合ったまちづくりの推進	地区協議会に対する助成のあり方が変更されますが、今までの、全ての地区協議会の活動を総括した上で出されているものなのでしょうか。従来どおりにやってほしいという意見もたくさん出ています。 平成30年度以降、財源を持たない地区協議会は、事業が立ち行かなくなる可能性もあるなか、補助を一部削減する意図をお聞きしたいです。	地区協議会のこれまでの活動に関しては、非常に感謝をしております。地域横断型・専門的な活動になってきている地域もあり、地区協議会だけで実施していく仕事なのか、判別しにくいものも出てきていると感じております。来年度以降の新制度に基づいた事業計画というものも立てている地区協議会も幾つか出てきているので、今後も丁寧かつ慎重に、各地区協議会の皆様と話し合いをさせていただきながら、よりよい制度構築をめざしていきたいと考えております。

No.	基本政策		個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
13	Ⅱ	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ① ② ③ 災害に強い逃げないですむ安全なまちづくり①建築物等の耐震化の推進②木造住宅密集地域解消の取り組みの推進③市街地整備による防災・住環境等の向上	西新宿五丁目南地区の協議会に関わっているのですが、まちづくりをしていく上で、区の担当の方と話していても、新宿区全体の考えが私どもに響いてこないような気がしております。「住民の方がどうしたいかです」というのが一番大事なのは理解できるのですが、私たちが区に対して何を協力できるかということ把握して、相互により良いまちづくりをしたいと思っているのですが、そのあたりの姿勢を教えていただけないでしょうか。	F 西新宿五丁目に関しては、住宅の密集地域であるという認識を持っています。まちづくりの方針としては、地震や火災など災害対策の観点からいか、あるいはさらに住みやすい環境を整備するために高度化して有効に土地を活用するという観点でやっていくのか、その辺の考え方は色々あると思います。区としては、様々な手法がある中で、どれを選んでいただくのかというようなスタンスをとらざるを得ないと思っております。今後も、皆様方が自分たちはこうしたい、あるいは自分たちはどうすべきなのかということについて悩みがあれば、ほかの地区での取り組みや手法などについて、丁寧に説明していきたいと考えております。
14	Ⅱ	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 ④ 災害に強い逃げないですむ安全なまちづくり④災害に強い都市基盤の整備	西新宿八丁目は、税務署通りと青梅街道の間を、すごく狭い細街路になっています。青梅街道を南にしたエリアは消防車が入ってくる道がなく、地震や災害があつて火が出たら、本当に燃えてしまう地域です。 ボヤがあつて、区のほうで2年間、それから今年から都から援助をいただいて、まちづくり相談員が、その計画をまとめています。曙橋のテレビ局の跡地のマンションを見学しました。下に訪問医療、訪問介護のステーションが入っていて住みながら医療も介護も受けられる、そのようなまちづくりを高齢者は望んでいますし、若い人たちは、そこで子育てもできることを望んでいます。そういう総合的なまちづくりができればいいと話しています。	C 西新宿八丁目におきましては首都圏不燃建築公社が担当していくという段階に入っております。区も連携させていただきながら、次のステップにいくことになろうかと思っております。 保育所や特別養護老人ホームなどの設置については、実行計画や介護保険事業計画などにより、基本的には進んできております。なかなか土地の面積によって期待したほどの規模にできなかったり、いろいろなこともありますので、どうやって補完するのかということも含めながら、今後の計画をより実のあるものにしていきたいと思っております。

No.	基本政策		個別施策		意見・質問要旨	回答要旨
15	Ⅱ	Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 ①	暮らしやすい安全で安心なまちの実現① 犯罪のない安心なまちづくり	区長というお仕事は今聞くと大変で、改善する点は山のようにあって、色々なことで日々お忙しくしていらっしゃると思いますけども、何か問題点とか、新宿区はこうしたいというものをお聞かせいただければと思います。	F 区長に就任するに当たって一番やりたかったことの 하나가、治安対策です。ちょうど私が区長選に出るか出ないかというような時期に、いわゆる危険ドラッグの使用が問題となっており、着任後それを根絶するための条例をつくらせていただきました。その効果もあり、現在店舗はなくなりました。また、昨年から客引き対策に本腰を入れました。大久保で生まれ育った私にとって歌舞伎町は小学校の学区域だったのですが、私が着任するころは、とても人が住むような状況ではなくなってきたところがあります。犯罪をゼロにするというのはなかなか難しいですが、このまちに来た人が不快な思いをしない、あるいは犯罪に巻き込まれない、そういう環境をこのまちで実現したいと思っています。
16	Ⅲ	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	6	交通環境の整備	職安通り、税務署通りから青梅街道に道路がつながっていると思うのですが、コミュニティバスができれば、また、例えばさっきのお話で、お風呂屋さんにつくれないようでしたら、コミュニティバスを利用してお風呂屋さんに行けるとか、そういうことも1つの案だと思うのですが、その辺の考えを聞かせていただけたらと思います。	E バスの事業者に対して、路線の改善点についてお伝えできますので、引き続きご意見をいただきたいと思います。

No.	基本政策		個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
17	Ⅲ	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	9 資源循環型社会の構築	カラスよけネットの出しっぱなしにしているのをあちこちで見かけるのですけれども、ネットは区のものであり貸与したものが適切な利用ではない場合回収すること、公道の占有に当たり道路占有許可の申請が出されていないことの2つの理由で、私は直ちに撤去が可能と思われます。 各戸収集は、それだけでは収集コストはふえるかもしれませんけれども、家庭ごみを有料化すれば、ごみの減量が進み、全体としては区民と行政の負担は減る可能性もあります。カラスよけネットの取り扱いとごみの各戸収集に対する区長のお考えをお聞きます。よろしくお願いします。	D カラスよけのネットについて、得られている効果と、管理の仕方がよくないという課題についてのバランスをよく踏まえて、区内全域のあり方を検討していきます。 各戸収集を行うということは、新宿の道路事情などから、近い将来ということでは非常に難しいという認識に立っておりますが、マンション建設の際には、部屋数に見合った集積所をつくることを指導させていただきます。
18	Ⅲ	Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	答申では、「生涯学習と人材交流ネットワーク」という項目が入っていたのですが、人材の育成が私は重要だと思っていて、その人材育成のところがなぜ省かれたのかというところの説明をお願いしたいです。	F 生涯学習・地域人材交流ネットワークにつきましては、一定程度の活用が進んできていることから、ご指摘のとおり、基本計画素案では記載していません。また、合わせて、第三次実行計画では計画事業として生涯学習・地域人材交流ネットワークを位置づけておりましたが、第一次実行計画では経常事業化させていただきましたが、今後とも、生涯を通じて学習、スポーツが学べる場の提供、環境整備は引き続き行っていきたいと考えています。

No.	基本政策		個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
19	IV	IV 健全な区財政の確立	1 効果的・効率的な行財政運営	新宿区の入札と発注方法についてですが、新宿スポーツセンターの改修工事のうち、特定天井改修工事と機械設備工事において応札が1社でした。東京都は1社入札なら入札をやり直すと言っています。新宿区は1社入札でいいと思っているのか伺います。 また、工事の発注の方法が悪く、その結果工事の質が低下しているように思います。スポーツセンターの吊り天井が撤去されて反響がひどくなりました。また、天井にあった照明の光源が移動した上に、今まで水銀灯だったものを新しいLED光源に変えたため、水泳中、息を継ぐときに光源が目に入ってまぶしく、残像が残るようになりました。	F 東京都で1社入札は認めないという方針を打ち出しておりますが、今後、その経過を見ていかなくてはならないと思っております。東京都がタイムリミットのある仕事に1社入札を認めないという方針を貫いた場合に、どういうことが起こるのか、社会にどういう影響を与えるのかも踏まえた上で、新宿の今後のあり方については考えさせていただきたいと思います。 工事の質の低下については、LEDは目に厳しいのではないかという意見も中にはあります。一方でLEDに切りかえることによって、従来得られていた明るさに対して、使っている電力が10分の1に減っています。その点につきましても利便性、利点というのもありますので、使う場所とその効果が一番良い組合せを考えたいと思います。
20	V	V 好感度1番の区役所	2 職員の能力開発意識改革の推進	職員の能力開発や意識改革を基本計画に入れています。職員の方々がモチベーションを高く持っていきたいと仕事をされることが、好感度につながってくると思うので、区長として、新宿区の職員にどういった志を持って業務に組んでもらいたいと思っているのでしょうか。	F 仕事で悩んで、最終的にメンタルの病気になってしまう職員が少なからず発生しています。深刻化しないように、管理職を初め、職員同士の横のつながりでバランスを崩した人になるべく早く気づけるように努力をしていきたいと思っています。 同時に、労務管理の面では、一定数以上の休暇を取れるようどう工夫をしていくかを考えています。また、仕事の達成感を感じることでバランスが保たれる部分もあるので、達成感をどこに見いだせるかについて人材育成センターでの研修などで伝えていきたいと考えています。私も、なるべく職員と直接話をする機会を持つとともに、職員が抱えている悩みを取り除いていく工夫をしていきたいと思います。

No.	基本政策		個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
21	V	V 好感度1番の区役所	2 職員の能力開発意識改革の推進	未曾有の想定外の事態や、これからのグローバル化した社会に対応するためには、現行の区の組織を横につないで連携するという、区自体の機動力の向上や、コーディネート力が要求されると思いますので、今後を含めてどうぞ頑張ってください。	D 横軸が大切だということで、区役所は縦割りの組織だというのが、どうしてもイメージとしてございます。区では、色々な部署を回る人など、様々な人材を育成しています。幅広い知識や、それぞれの部署に対する土地勘を持てるようになるための、人事配置や人材育成センターでの研修などを通じ、さまざまな仕事のスキルを身につけていけるよう取り組んでいます。
22	V	V 好感度1番の区役所	2 職員の能力開発意識改革の推進	広聴という区役所の中にある組織の問題について申し上げます。大久保特別出張所長には、ご尽力いただいているのですが、特別出張所の所長というのは、とても忙しいです。来年度は退職者が普通よりも多く出ると伺っているのもう少し耳と足を、より地域に近いところに持っていったほうがいいかなというふうに思っています。多忙な所長の受け皿やアウトリーチをするための受け皿をつくってあげたらどうかなと思います。来年度もしそういうことができるなら、考えていただきたいというお願いです。	D 出来事が発生した際には、相手が言わんとしていることの趣旨をまず理解するという、やはりコミュニケーション能力がなくてはいけないと思います。職員も色々なことを経験しながら一人前になっていって、皆様のお役に立てるような人材になっていくと思いますので、今後どうか長い目で育てていただければありがたいと思います。人材育成に関しては、計画的・長期的な展望を持って、まちを熟知した職員がきちんとまちの中で役割を果たしていく、そういういい循環をつくっていききたいと思います。
23	V	V 好感度1番の区役所	3 地方分権の推進	特定指定道路とそうでないところで、耐震化に差がある。以前、問合せのため区役所に行った時には私たちの管轄ではないと回答があり、都に行った際にも対応してもらえなかった。 区と都と国との間で、どのように連携していこうと考えているのでしょうか。もう少し上手く連携できるのではないのでしょうか。	E 国や都との関係について、国や都が前向きなことについてはスムーズに話が進みますが、そうでないことは連携がうまくいかないことがあります。しかし、具体的な事例やデータを積み上げ、これまでも国や都を説得しながら1つずつ進んできました。 今後も、財源も含めて、どのような支援が得られるのか、国や都に対して粘り強く話をしていきたいと考えています。

No.	基本政策		個別施策		意見・質問要旨	回答要旨
24	9	その他			パブリック・コメントによる意見募集の締め切りが早過ぎるので延長してください。	E 8月25日から9月25日までの1カ月間で、進めさせていただいています。 こちら紙ベースで提出いただいても構いませんし、ホームページから直接意見を寄せていただくこともできます。
25	9	その他			現在新宿区では、いくつかの計画を策定しているが、地域説明会とパブリック・コメントが両方実施されるものはいいが、何も実施されない計画が幾つもあり、議論が深まらない。区民が区長と同じように区政全体のことを考えて自分の意見を主張する必要があると考えるが、区長は区全体の立場から考えるために日々どのような努力をされているかお聞きしたいです。 10年間の基本計画に同期して各計画を策定しているが、時期をずらして策定の議論をすれば、いくつかの計画の素案を同時に議論するというようなことは避けられると思います。	E 議論の時間が足りなかった点についてはおわびを申し上げたいと思います。説明会が多数開催されると、住民の皆さんも時間をつくるのが困難になってきます。そういう意味では、パブリック・コメントは、意見を落ち着いて言える機会でもあるので、併用しながら、区民が納得する方法を考えていきたいと思っています。 また、区民の生活や区政のあり方について知るため、区民と話しをする機会を持つとともに、区政全般に係る研究を重ねたり、区内の視察をしています。区内全域を知り尽くしているわけではないため、今後もより一層の努力をしていきたいと考えております。 また、複数の計画を同時に策定すると、議論が深まらないとの指摘ですが、区にとって最上位計画の基本計画のもとに、さまざまな分野ごとの政策を立てていくため、個別計画を策定することとなっています。そこで、昨年度に事前の調査やアンケートを実施しました。関係者や当事者の意見を聞くことが必要な計画は、別な形で実施しました。当事者だけではなく、広く区民の意見を反映できる手法について、研究していきたいと思っています。

No.	基本政策		個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
26	9	その他		投票が出来る18歳になる前の段階で選挙に関心を持ってもらえるような活動は何かしているのでしょうか。また、投票率を上げる努力をしていただきたいです。2つほど提案があり、1つ目は、投票するともらえる投票済証を持ってきた人には割引をするカフェがあったり、お子さんも連れて一緒に投票に行きやすいように、投票済証に子どもが興味を持つような絵を印刷するのはいかがでしょうか。2つ目は、防災無線で「きょうは投票日です」のような呼びかけはできないのでしょうか。	D 今、小中学校で、選挙を体感してもらう授業をしていただいています。中学校では、生徒会選挙のときに実際に選挙で使用している投票箱を貸出し、18歳になったら自分の考えに基づいて投票するということを意識してもらうようにしています。小学校では、6年生の最後の給食の献立を投票で決める体験してもらう授業をさせていただいております。 投票済証につきましては、どのように工夫出来るかということを考えてみたいと思います。 また、防災行政無線については、防災情報の放送であることを踏まえ、東日本大震災以降少し控えているところです。 広報車等については、活用しているものの、苦情が増えているため、音量を抑えています。投票日がきちんと伝わるように回数や音量を工夫する方法もあると思いますので、そうしたお話しを含めて、選挙管理委員会に意見としてお伝えします。
27	9	その他		中山区長の時代にあったのですが、議会で各地を回るのです。今回も、区内各地の現地視察を順番に行ってはいかがでしょうか。	C 区の各地を回るということにつきましては、私も常々心がけて各地域を回らせていただいています。また、土木と建築の専門職としての副区長も昨年任命いたしまして、熱心に現場を見て回っています。都内のさまざまな開発の事例、国土交通省での経験などもございまして、その辺の手法も踏まえて、この地域ではどういうことができるか、この地区には何が足りないか、そのようなことを認識しながら見聞を深め、今後も積極的に行っていきたいと思っています。

No.	基本政策		個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
28	9	その他		特別徴収か普通徴収かを誰が決定するのか厚労省に尋ねたところ、そこはグレーゾーンだそうです。介護保険で介護保険料が特別徴収されるというのは、区の介護保険料は議会を通して料金まで決めるわけですから、地域の自主性と法律的な問題とがバッティングしてしまうということがあるのではないかと思います。LGBTの方々の問題や民泊の問題など、当然現行の法律とぶつかるということは起きてくるだろうと。ぜひ行政ADRのようなところをつくって、早目早目に始めていただきたいと思います。	D 特別徴収と普通徴収の件でございますが、私は特別徴収が妥当であろうと考えておりますので、現在一般的に行われていることとの乖離はないと考えております。民泊については、かなり新宿の意向が組み込まれた法律になりました。行政のADRにつきましては、今のところそういう動きが国のほうで見られておりませんので、今後必要を感じた場合には、要望を伝えていきたいと思います。 【補足】 介護保険では被保険者の希望で徴収方法を変更することは認められていません。
29	9	その他		過去に、心理士や指導員から否定をされたり、厳しい言葉を浴びせられることで身体に影響がありました。心臓が悪くいろいろな面でサポートが必要ですので、人を否定しないような、老若男女問わず安心できるような制度をつくってほしいと思います。また、年齢制限のないイベントの開催も希望します。 区政情報課の方には、人の気持ちを配慮の上対応してもらえるように伝えていただきたいと思います。	E 心理士や区政情報課など、区にかかわる人の接遇に対しましては今後も細心の注意を払うように伝えていきたいと思います。 また、イベントの年齢制限につきましては、イベントの特性上年齢制限が必要な場合があるかもしれません。場合によっては参加できるようなもの、見学は可能なものなど、様々なイベントがあると思いますので、その都度相談をして下さい。きちんと丁寧にお答えができるように各部署には伝えておきたいと思います。

No.	基本政策		個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
30	9	その他		パブリック・コメントというのはどういう意味なのか、それをご説明していただきたい。 また、様々なところで提出されていると思いますが、例えばコメントの提出が少ないとか、その課題があればお聞きしたいです。	パブリック・コメントは、どのようなご意見をいただくのも自由で、基本的には「公としてはこうやったほうがいいんじゃないか」「一般論としてこうじゃないか」「確かに総論としてはこうだけれども個別の案件としてはこういうことがあるんじゃないか」などのご意見をいただき、それについて区が、「こういうご意見いただきましたが、こういうことです。こういうことを改善します」などと回答をする仕組みとして今、運用しています。誰か個人の願望ではなく、公の意見として頂戴をして、公の答えとして返している形です。 F 困り事については、多くのご意見を頂いています。類似した意見があった場合には、「こういう意見が何件ありました」とか「それについてのお答えはこうです」というまとめ方をしてお答えをして、公表しています。 個人的な意見であれば、区民意見システム等の仕組みがありますので、その中でお返しをしています。その違いをご理解いただくのが難しい場面もありますので、なるべく事前に、パブリック・コメントの趣旨ををお伝えできるように努力をしていきたいと思っています。

No.	基本政策	個別施策	意見・質問要旨	回答要旨
31	9 その他		ロイヤルパークス北新宿の件で、私道でのタクシー乗降や宅配デリバリーは禁止としていますが、なかなか守ってくれません。また、ロイヤルパークスの住民が置く場所でないところへゴミを置いたり、住民の方の犬が結構近所迷惑をかけていることがあり、できるだけガードマンや管理人を増やして、そういう住民を口頭で注意をしてほしいと大和ハウスにお願いしているのですが、できないということでした。私道が大分傷んでおり、区にも2回ほど修理をお願いしていますが、今、住民の負担で下水管の工事や道路の舗装をしています。ワンルームのマンション条例では、10時から6時までは静かにしなさいとありますが、ガードマンや管理人に関しては全然規定がないので、新しく新宿で規定をつくっていただきたい。	D 私道部分を一般車両が通行することについての交通規制に関しましては、ルールがあって、それが無視されているということであれば、交通管理者(警察)のほうに伝えておきたいと思います。不法投棄や犬が近隣にご迷惑をかけている事実に関しては、チェックをさせていただきたいと思います。条例がつかれるかどうかということにつきましては、法的な権限の中で、どのようなことができるかは検討のひとつかなと思っております。新宿区内には、たくさんマンションがありますので、事実などを確認をした上で、新宿全体として、どういうルールがふさわしいのか考えてみたいと思います。 【補足】 なお、ワンルームマンション条例では迷惑行為の禁止に関する事項の定めはありますが、時間帯は規定しておらず、また総戸数に応じて管理人の駐在に関する規定があります。ロイヤルパークス北新宿では管理人は常駐です。
32	9 その他		西武新宿線中井駅北口近隣の広場について、防犯カメラや信号機をいつ設置していただけるのか教えてください。	F 信号につきましては、区に権限がないため、警視庁の対応になります。警視庁も年間限られた台数しか信号機のつけかえ、あるいは新設をしていないというのが実情なので、その中で優先順位をどの程度まで引き上げられるかということになります。今後も、警視庁に粘り強く伝えていきたいと思えます。
33	9 その他		区長トークはすべての地区でこのような形式でやっているのでしょうか。皆さん書類を落としているので、この人数ならば机を出してもいいのではないかなと思いました。 というのは、スライドを見ているときに、冊子と照らし合わせたらもしかしたらもう少し深い質問ができたのではないかなと思います。	E 予約制ではないので、会場によって人数が読めないところがあり、こうした形式をとらせていただいています。その点については、例年の参加者数のことも加味しながら、会場によって少し検討させていただければありがたいと思っております。